

令和 6 年

第 4 回おいらせ町議会定例会

議 案 書

青森県おいらせ町

令和 6 年 第 4 回おいらせ町議会定例会議案書 目次

議案番号	件 名	頁
報告第 1 4 号	専決処分の報告について（自動車破損に係る損害賠償の額の決定について）	5
議案第 6 3 号	おいらせ町犯罪被害者等支援条例の制定について	8
議案第 6 4 号	おいらせ町行政組織条例の一部を改正する条例について	13
議案第 6 5 号	おいらせ町職員定数条例の一部を改正する条例について	25
議案第 6 6 号	おいらせ町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について	27
議案第 6 7 号	おいらせ町特別職の職員の給料等に関する条例の一部を改正する条例について	58
議案第 6 8 号	おいらせ町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について	60
議案第 6 9 号	おいらせ町立児童館の指定管理者の指定について	62
議案第 7 0 号	青森県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び青森県市町村職員退職手当組合規約の変更について	63
議案第 7 1 号	青森県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び青森県市町村総合事務組合規約の変更について	65
議案第 7 2 号	令和 6 年度おいらせ町一般会計補正予算（第 5 号）について	67
議案第 7 3 号	令和 6 年度おいらせ町国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）について	74
議案第 7 4 号	令和 6 年度おいらせ町介護保険特別会計補正予算（第 2 号）について	77
議案第 7 5 号	令和 6 年度おいらせ町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 3 号）について	80
議案第 7 6 号	令和 6 年度おいらせ町病院事業会計補正予算（第 3 号）について	83
議案第 7 7 号	令和 6 年度おいらせ町下水道事業会計補正予算（第 2 号）について	85

報告第 1 4 号

専決処分の報告について

町の瑕疵による自動車破損に係る損害賠償の額を決定することについて、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 8 0 条第 1 項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定によりこれを報告する。

令和 6 年 1 2 月 5 日 提出

おいらせ町長 成 田 隆

専決第 13 号

自動車破損に係る損害賠償の額の決定について

町道において発生した自動車破損に係る損害賠償の額を決定することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項及びおいらせ町長の専決処分できる軽易な事項の指定について（平成 18 年 9 月 11 日おいらせ町議会議決）第 1 号の規定により、次のとおり専決処分する。

令和 6 年 11 月 20 日 専決

おいらせ町長 成 田 隆

処分理由

令和 6 年 4 月 9 日に発生した、町道瑕疵による自動車破損に係る損害賠償について、損害賠償の額が確定したため、地方自治法第 180 条第 1 項及びおいらせ町長の専決処分できる軽易な事項の指定について第 1 号の規定により専決処分するものである。

1 相手方

(運転者) 三沢市在住者

2 事故の概要

令和6年4月9日、午後5時頃、おいらせ町深沢一丁目地内の町道において、町が管理する道路に生じた穴にタイヤが接触し、左側（助手席側）前・後タイヤがパンクし、タイヤホイールが破損したもの

3 損害賠償の額

38,340円

4 示談の内容

(1) 町は相手方に対し、本件事故に関する一切の損害賠償として

38,340円を支払う。

(2) 本件示談のほか、町及び相手方の間には、一切の債権債務関係がないことを確認する。

5 町の過失割合

100パーセント

議案第 6 3 号

おいらせ町犯罪被害者等支援条例の制定について

おいらせ町犯罪被害者等支援条例を別紙のとおり定める。

令和 6 年 1 2 月 5 日 提出

おいらせ町長 成 田 隆

提案理由

犯罪被害者等基本法(平成 1 6 年法律第 1 6 1 号)の趣旨にのっとり、犯罪被害者等支援について基本理念を定め、町、町民等及び事業者の責務を明らかにするとともに、犯罪被害者等支援に関する施策の基本となる事項を定めることにより、これら施策を総合的に推進し、もって町民が安心して暮らすことのできる社会の実現に寄与することを目的として、提案するものである。

おいらせ町犯罪被害者等支援条例

(目的)

第1条 この条例は、犯罪被害者等基本法(平成16年法律第161号)の趣旨にのっとり、犯罪被害者等支援について基本理念を定め、町、町民等及び事業者の責務を明らかにするとともに、犯罪被害者等支援に関する施策の基本となる事項を定めることにより、これら施策を総合的に推進し、もって町民が安心して暮らすことのできる社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 犯罪等 犯罪及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為をいう。
- (2) 町民 当町において住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)の規定に基づき、当町が備える住民基本台帳に記録されている者その他これに類する者として町長が認める者をいう。
- (3) 町民等 町内に居住、通勤、通学又は滞在をしている者をいう。
- (4) 犯罪被害者等 犯罪等により被害を受けた町民及びその家族又は遺族をいう。
- (5) 二次被害 犯罪等による直接的な被害以外の犯罪被害者等が被る経済的な損失、精神的な苦痛、心身の不調、プライバシーの侵害等をいう。
- (6) 民間支援団体 犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律(昭和55年法律第36号)第23条第1項に規定する犯罪被害者等早期援助団体その他の犯罪被害者等支援を行う民間の団体をいう。
- (7) 関係機関等 国、青森県、警察、民間支援団体その他の犯罪被害者等の支援に関するものをいう。

(8) 事業者 町内において事業を行うものをいう。

(基本理念)

第3条 犯罪被害者等支援は、犯罪被害者等の個人としての尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい処遇を保障される権利が尊重されることを旨として行われなければならない。

2 犯罪被害者等支援は、犯罪被害者等が受けた被害の状況及び原因、犯罪被害者等が置かれている状況その他の事情に応じて適切に行われるとともに、二次被害が生ずることのないよう十分配慮して行われなければならない。

3 犯罪被害者等支援は、犯罪被害者等が被害を受けたときから安心して暮らすことができるようになるまでの間、必要な支援等を途切れることなく受けることができるように行われなければならない。

(町の責務)

第4条 町は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、関係機関等との適切な役割分担を踏まえて、犯罪被害者等支援に関する施策を策定し、及び実施するものとする。

(町民等の責務)

第5条 町民等は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等が置かれている状況及び犯罪被害者等支援の必要性についての理解を深め、二次被害が生ずることのないよう配慮するとともに、町が実施する犯罪被害者等支援に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等が置かれている状況及び犯罪被害者等支援の必要性についての理解を深め、その事業活動を行うに当たっては二次被害が生ずることのないよう配慮するとともに、町が実施する犯罪被害者等支援に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(相談及び情報の提供等)

第7条 町は、犯罪被害者等が、その受けた被害を早期に回復し、又は軽減し、安心して暮らすことができるようにするため、犯罪被害者等が直面している各般の問題について相談に応じ、必要な情報の提供及び助言（次項において「情報提供等」という。）を行うとともに、関係機関等との連絡調整を行うものとする。

2 町は、前項の相談及び情報提供等を総合的に行うための窓口を設置するものとする。

（経済的負担の軽減）

第8条 町は、犯罪被害者等が犯罪等により受けた被害による経済的負担の軽減を図るため、必要な支援を行うものとする。

（日常生活の支援）

第9条 町は、犯罪被害者等が日常生活を円滑に営むことができるようにするため、犯罪被害者等に対し、必要な支援を行うものとする。

（居住の安定）

第10条 町は、犯罪等により従前の住居に居住することが困難となった犯罪被害者等の居住の安定を図るため、一時的な利用のための住居の提供その他の必要な支援を行うものとする。

（雇用の安定）

第11条 町は、犯罪被害者等の雇用の安定を図るため、関係機関等と連携し、犯罪被害者等が置かれている状況について事業者の理解を深めるとともに、就業の支援を行うものとする。

（町民等の理解の増進）

第12条 町は、犯罪被害者等の置かれている状況、犯罪被害者等支援の必要性及び二次被害が生ずることのないよう配慮することの重要性について町民等の理解を深めるため、広報活動の充実等必要な施策を講ずるものとする。

（人材の育成等）

第13条 町は、犯罪被害者等支援に係る人材の育成及び資質の向上を

図るため、犯罪被害者等支援の必要性、二次被害の防止の重要性等についての研修の実施等必要な施策を講ずるものとする。

（支援体制の構築）

第 1 4 条 町は、犯罪被害者等支援に必要な施策を円滑に実施するため、関係機関等と連携協力して犯罪被害者等支援体制を構築する措置を講ずるものとする。

（民間支援団体に対する支援）

第 1 5 条 町は、民間支援団体に対し、その活動の促進を図るため、犯罪被害者等支援に関する情報の提供及び助言等必要な支援を行うものとする。

（支援を行わないことができる場合）

第 1 6 条 町は、犯罪被害者等が犯罪等を容認し、若しくは誘発した場合又は集団的に若しくは常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織に属していた場合等犯罪被害者等支援を行うことが社会通念上適切でないと認められる場合は、犯罪被害者等支援を行わないことができる。

（委任）

第 1 7 条 この条例の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 6 4 号

おいらせ町行政組織条例の一部を改正する条例について

おいらせ町行政組織条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和 6 年 1 2 月 5 日 提出

おいらせ町長 成 田 隆

提案理由

行政組織機構の一部見直しに伴い、課の組織及び課の分掌事務を改めるため提案するものである。

おいらせ町行政組織条例の一部を改正する条例

おいらせ町行政組織条例（平成１８年おいらせ町条例第５号）の一部を次のように改正する。

第１条の表中「町民課 を「町民課 に改める。
保健こども課 健康保険課
子育て支援課」

第２条の表中「町民課

- (1) 戸籍及び住民基本台帳に関する事。
- (2) 国民年金に関する事。
- (3) 環境衛生に関する事。
- (4) 国民健康保険に関する事。
- (5) 後期高齢者医療に関する事。
- (6) 出張所に関する事。
- (7) 分庁舎における行政サービスに関する事。

保健こども課

- (1) 保健衛生に関する事。
- (2) 児童福祉に関する事。」を

「町民課

- (1) 戸籍及び住民基本台帳に関する事。
- (2) 国民年金に関する事。
- (3) 環境衛生に関する事。
- (4) 出張所に関する事。
- (5) 分庁舎における行政サービスに関する事。

健康保険課

- (1) 健康づくりに関する事。
- (2) 国民健康保険に関する事。
- (3) 後期高齢者医療に関する事。

子育て支援課

- (1) 母子保健に関すること。
- (2) 児童福祉に関すること。」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。
- (おいらせ町執行機関の附属機関の設置等に関する条例の一部改正)
- 2 おいらせ町執行機関の附属機関の設置等に関する条例（平成 2 7 年おいらせ町条例第 3 1 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 中

「

おいらせ町交通安全対策会議	(1) おいらせ町交通安全条例（平成18年おいらせ町条例第18号）によりその権限に属させられた事項を審査すること。 (2) 町の区域における交通の安全に関する総合的な施策の企画に関する審議及びその施策の実施の推進に関すること。	20人以内	(1) 町内の交通に関する官公庁の職員 (2) 町内の交通に関する団体を代表する者 (3) 学識経験を有する者 (4) その他町長が必要と認める者	2年	(1) 会長 町長 (2) 会長職務代理者 会長の指名	まちづくり防災課
おいらせ町国民健康保険運営協議会	町の国民健康保険事業の運営に関する重要事項を審議すること。（国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第11条第2項に規定する事項）	9人（右欄各号につき3人）	(1) 被保険者を代表する者（公募により選任する者を含む）	3年（国民健康保険法施行令第4	(1) 会長 公益を代表する者の中から無記名投票による選挙で選出（ただし委	町民課

			(2) 保険医又は保健薬剤師 (3) 公益を代表する者 (国民健康保険法施行令（昭和33年政令第362号）第3条第3項に規定する者）	条に規定する任期)	員に異議のないときは指名推せんによることができる) (2) 会長職務代理者 会長の選出方法に準じて選出 (国民健康保険法施行令第5条の規定による)	
おいらせ 町廃棄物減量等推進審議会	(1) 一般廃棄物の減量等に関する施策の基本的事項について調査審議すること。 (2) 廃棄物の減量等に関する施策について必要に応じ意見を述べること。	25人以内 (公募による者を含む)	(1) 商工業者を代表する者 (2) 農林水産業者を代表する者 (3) 町内会連合会代表者 (4) 町内の社会教育団体の役員 (5) 町内の公共団体の役員 (6) 町保健協力会代表者 (7) 関係行政機関の職員	2年	(1) 会長 委員の互選 (2) 副会長 委員の互選	町民課

			(8) その他町 長が必要と認 める者			
おいらせ 町子ども・子育て 会議	(1) 特定教育・保育施設の利用定員の設定に関し、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第31条第2項に規定する事項を処理すること。 (2) 特定地域型保育事業の利用定員の設定に関し、子ども・子育て支援法第43条第2項に規定する事項を処理すること。 (3) 市町村子ども・子育て支援事業計画に関し、子ども・子育て支援法第61条第7項に規定する事項を処理すること。 (4) 当該市町村における子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況を調査	15人以内（公募による者を含む）	(1) 子どもの保護者 (2) 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者 (3) 教育関係者 (4) 学識経験を有する者 (5) その他町長が必要と認める者	2年	(1) 会長 委員の互選 (2) 副会長 委員の互選	保健子ども課

	審議すること。 (子ども・子育て支援法第72条第1項に規定する事項) (5) こども計画の策定に関すること。					
おいらせ町立児童館運営協議会	おいらせ町立児童館条例(平成18年おいらせ町条例第104号)により設置された児童館の円滑な利用管理及び活動の充実を図ること。	1児童館につき8人以上以内	(1) 町の児童委員 (2) 町社会福祉協議会の構成員 (3) 母親クラブ等地域組織を代表する者 (4) 学識経験を有する者 (5) 子どもの保護者 (6) 教育関係者	2年	(1) 会長 委員の互選 (2) 会長職務代理者 会長の指名	保健こども課
おいらせ町健康づくり推進協議会	町民の生涯を通じた健康づくりに必要な方策を体系的・総合的に推進するために次に掲げる事項について審議し、健康づくり活動の円滑な推進を図ること。 (1) 保健事業等の計画	20人以上以内(公募による者を含む)	(1) 地区医療機関を代表する者 (2) 教育機関を代表する者 (3) 保健衛生機関を代表する者	2年	(1) 会長 委員の互選 (2) 副会長(2名) 委員の互選	保健こども課

	策定及び評価に関する こと。 (2) 健康管理の推進に 関すること。 (3) 健康づくり組織の 育成に関すること。 (4) 健康づくりの啓蒙 活動の推進に関するこ と。 (5) その他健康づくり を推進するために必要 な事項に関すること。		(4) 関係行政 機関を代表す る者 (5) 福祉関係 団体を代表す る者 (6) 事業所を 代表する者 (7) 学識経験 を有する者 (8) 体育関係 団体を代表す る者 (9) その他町 長が必要と認 める者			
おいらせ 町予防接 種健康被 害調査委 員会	予防接種法の規定に基づ く予防接種に関連して発 生した健康被害について の原因及び責任の所在を 調査及び審議すること。	5人以 内	(1) 副町長 (2) 地区医師 会の推薦する 医師 (3) 関係行政 機関の職員 (保健所長) (4) 専門医師 (5) その他町 長が必要と認 める者	2年以 内	(1) 委員長 委 員の互選 (2) 副委員長 委員の互選	保健こ ども課

」を

「

おいらせ町交通安全対策会議	(1) おいらせ町交通安全条例（平成18年おいらせ町条例第18号）によりその権限に属させられた事項を審査すること。 (2) 町の区域における交通の安全に関する総合的な施策の企画に関する審議及びその施策の実施の推進に関すること。	20人以内	(1) 町内の交通に関する官公庁の職員 (2) 町内の交通に関する団体を代表する者 (3) 学識経験を有する者 (4) その他町長が必要と認める者	2年	(1) 会長 町長 (2) 会長職務代理者 会長の指名	まちづくり防災課
おいらせ町廃棄物減量等推進審議会	(1) 一般廃棄物の減量等に関する施策の基本的事項について調査審議すること。 (2) 廃棄物の減量等に関する施策について必要に応じ意見を述べること。	25人以内 （公募による者を含む）	(1) 商工業者を代表する者 (2) 農林水産業者を代表する者 (3) 町内会連合会代表者 (4) 町内の社会教育団体の役員 (5) 町内の公共的団体の役員 (6) 町保健協力会代表者	2年	(1) 会長 委員の互選 (2) 副会長 委員の互選	町民課

			(7) 関係行政 機関の職員 (8) その他町 長が必要と認 める者			
おいらせ 町国民健 康保険運 営協議会	町の国民健康保険事業の 運営に関する重要事項を 審議すること。（国民健 康保険法（昭和33年法律 第192号）第11条第2項に 規定する事項）	9人 （右 欄各 号に つき3 人）	(1) 被保険者 を代表する者 （公募により 選任する者を 含む） (2) 保険医又 は保健薬剤師 (3) 公益を代 表する者 （国民健康保険 法施行令（昭和 33年政令第362 号）第2条第3項 に規定する者）	3年 （国 民健 康保 険法 施行 令第3 条に 規定 する 任 期）	(1) 会長 公益 を代表する者の 中から無記名投 票による選挙で 選出（ただし委 員に異議のない ときは指名推せ んによることが できる） (2) 会長職務代 理者 会長の選 出方法に準じて 選出 （国民健康保険法 施行令第4条の規 定による）	健康保 険課
おいらせ 町健康づ くり推進 協議会	町民の生涯を通じた健康 づくりに必要な方策を体 系的・総合的に推進する ために次に掲げる事項に ついて審議し、健康づく り活動の円滑な推進を図 ること。 (1) 保健事業等の計画	20人 以内 （公 募に よる 者を 含 む）	(1) 地区医療 機関を代表す る者 (2) 教育機関 を代表する者 (3) 保健衛生 機関を代表す る者	2年	(1) 会長 委員 の互選 (2) 副会長（2 名） 委員の互 選	健康保 険課

	策定及び評価に関する こと。 (2) 健康管理の推進に 関すること。 (3) 健康づくり組織の 育成に関すること。 (4) 健康づくりの啓蒙 活動の推進に関するこ と。 (5) その他健康づくり を推進するために必要 な事項に関すること。		(4) 関係行政 機関を代表す る者 (5) 福祉関係 団体を代表す る者 (6) 事業所を 代表する者 (7) 学識経験 を有する者 (8) 体育関係 団体を代表す る者 (9) その他町 長が必要と認 める者			
おいらせ 町予防接 種健康被 害調査委 員会	予防接種法（昭和23年法 律第68号）の規定に基づ く予防接種に関連して発 生した健康被害について の原因及び責任の所在を 調査及び審議すること。	5人以 内	(1) 副町長 (2) 地区医師 会の推薦する 医師 (3) 関係行政 機関の職員 （保健所長） (4) 専門医師 (5) その他町 長が必要と認 める者	2年以 内	(1) 委員長 委 員の互選 (2) 副委員長 委員の互選	健康保 険課

おいらせ 町子ども・子育て 会議	(1) 特定教育・保育施設の利用定員の設定に関し、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第31条第2項に規定する事項を処理すること。 (2) 特定地域型保育事業の利用定員の設定に関し、子ども・子育て支援法第43条第2項に規定する事項を処理すること。 (3) 市町村子ども・子育て支援事業計画に関し、子ども・子育て支援法第61条第7項に規定する事項を処理すること。 (4) 当該市町村における子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況を調査審議すること。 (子ども・子育て支援法	15人 以内 (公 募に よる 者を 含む)	(1) 子どもの保護者 (2) 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者 (3) 教育関係者 (4) 学識経験を有する者 (5) その他町長が必要と認める者	2年	(1) 会長 委員の互選 (2) 副会長 委員の互選	子育て 支援課
------------------------	--	--	--	----	--	------------

	第72条第1項に規定する事項) (5) こども計画の策定に関すること。					
おいらせ町立児童館運営協議会	おいらせ町立児童館条例（平成18年おいらせ町条例第104号）により設置された児童館の円滑な利用管理及び活動の充実を図ること。	1児童館につき8人以上以内	(1) 町の児童委員 (2) 町社会福祉協議会の構成員 (3) 母親クラブ等地域組織を代表する者 (4) 学識経験を有する者 (5) 子どもの保護者 (6) 教育関係者	2年	(1) 会長 委員の互選 (2) 会長職務代理者 会長の指名	子育て支援課

」に

改める。

議案第 6 5 号

おいらせ町職員定数条例の一部を改正する条例について

おいらせ町職員定数条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和 6 年 1 2 月 5 日 提出

おいらせ町長 成 田 隆

提案理由

令和 7 年 4 月 1 日付け組織機構改革及び定員適正化計画改定に伴い、町職員定数を改めるため提案するものである。

おいらせ町職員定数条例の一部を改正する条例

おいらせ町職員定数条例（平成１８年おいらせ町条例第２５号）の一部を次のように改正する。

第１条中第７号を第８号とし、第６号を第７号とし、第５号の次に次の１号を加える。

(6) 法第２２条の２第１項に規定する会計年度任用職員

第２条第１項の表を次のように改める。

区 分		定 数
町長の事務部局の職員	一般職員	１５５人
	国民健康保険おいらせ病院の職員	６５人
議会の事務部局の職員		４人
教育委員会の事務部局の職員		２５人
農業委員会の事務部局の職員		４人
選挙管理委員会の事務部局の職員 （併任）		３人
監査委員の事務部局の職員（併任）		４人
合 計（併任の職に係る職員の数は含まない）		２５３人

第２条第２項中「前条第１号から第３号まで又は第６号」を「前条第２号から第４号まで又は第８号」に改める。

附 則

この条例は、令和７年４月１日から施行する。

議案第 6 6 号

おいらせ町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

おいらせ町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和 6 年 1 2 月 5 日 提出

おいらせ町長 成 田 隆

提案理由

青森県人事委員会勧告に準じて、町一般職職員の給料月額並びに期末手当及び勤勉手当の支給割合並びに寒冷地手当の額を改めるとともに、行政職の級別職務分類表を改めるため提案するものである。

おいらせ町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

第1条 おいらせ町一般職の職員の給与に関する条例（平成18年おいらせ町条例第43号）の一部を次のように改正する。

第26条第2項中「期末手当基礎額に」の次に「、6月に支給する場合には」を、「100分の122.5」の次に「、12月に支給する場合には100分の127.5」を加え、同条第3項中「100分の68.75」の次に「と、「100分の127.5」とあるのは「100分の71.25」を加える。

第29条第2項第1号中「加算した額に」の次に「、6月に支給する場合には」を、「100分の97.5」の次に「、12月に支給する場合には100分の107.5」を加え、同項第2号中「勤勉手当基礎額に」の次に「、6月に支給する場合には」を、「100分の46.25」の次に「、12月に支給する場合には100分の53.75」を加える。

第30条第2項の表中「17,800円」を「19,800円」に、「10,200円」を「11,400円」に、「7,360円」を「8,200円」に改める。

別表第1から別表第5までを次のように改める。

別表第1（第4条関係）

行政職給料表

職員の 区分	職務 の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級
		号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前			円	円	円	円	円
再任用1			183,500	230,000	261,300	287,300	309,800
短時間2			184,600	231,500	262,300	288,900	311,500

勤務職 員以外 の職員	3	185,800	233,000	263,300	290,400	313,200	338,700
	4	186,900	234,500	264,300	291,900	314,700	340,500
	5	188,000	236,000	265,300	293,400	316,100	342,200
	6	189,700	237,500	266,300	294,900	317,400	343,900
	7	191,300	239,000	267,300	296,300	318,700	345,500
	8	192,900	240,500	268,300	297,600	320,000	347,200
	9	194,500	242,000	269,300	298,800	321,300	348,800
	10	196,200	243,400	270,300	300,300	323,100	350,500
	11	197,800	244,800	271,300	301,800	324,900	352,100
	12	199,400	246,200	272,300	303,200	326,600	353,700
	13	201,000	247,400	273,300	304,600	328,300	355,200
	14	202,700	248,600	274,300	305,700	330,000	356,900
	15	204,400	249,800	275,300	306,700	331,700	358,500
	16	206,100	251,000	276,400	307,900	333,400	360,100
	17	207,400	252,100	277,400	309,100	335,000	361,700
	18	209,000	253,200	278,700	310,700	336,700	363,500
	19	210,600	254,300	280,000	312,300	338,400	365,000
	20	212,100	255,400	281,200	313,900	340,000	366,600
	21	213,600	256,400	282,500	315,400	341,500	368,000
	22	215,200	257,400	283,800	317,000	343,100	369,600
	23	216,800	258,400	285,000	318,600	344,700	371,200
	24	218,400	259,400	286,200	320,200	346,200	372,700
	25	220,000	260,400	287,300	321,700	347,600	374,600
	26	221,700	261,300	288,500	323,400	349,300	376,500
	27	223,000	262,200	289,800	325,000	350,900	378,400
	28	224,300	263,100	291,100	326,600	352,500	380,200
	29	225,600	263,900	292,400	328,000	353,700	381,700

30	226, 700	264, 700	293, 400	329, 700	355, 200	383, 500
31	227, 800	265, 500	294, 400	331, 400	356, 700	385, 200
32	228, 900	266, 300	295, 500	333, 000	358, 200	386, 800
33	230, 000	267, 000	296, 600	334, 200	359, 900	388, 500
34	231, 100	267, 800	297, 800	336, 100	361, 700	389, 900
35	232, 200	268, 600	298, 900	337, 800	363, 400	391, 300
36	233, 300	269, 300	300, 100	339, 400	365, 100	392, 700
37	234, 400	270, 000	301, 300	340, 900	366, 500	394, 100
38	235, 400	270, 800	302, 600	342, 500	367, 800	395, 300
39	236, 400	271, 600	303, 900	344, 100	369, 000	396, 500
40	237, 300	272, 300	305, 200	345, 700	370, 400	397, 500
41	238, 200	273, 000	306, 500	347, 400	371, 500	398, 600
42	239, 100	273, 800	307, 800	349, 200	372, 400	399, 800
43	239, 900	274, 600	309, 100	351, 000	373, 400	400, 900
44	240, 700	275, 300	310, 400	352, 800	374, 500	402, 000
45	241, 400	276, 000	311, 700	354, 300	375, 300	402, 700
46	242, 000	276, 700	313, 000	355, 700	376, 200	403, 400
47	242, 600	277, 400	314, 300	357, 100	377, 100	404, 100
48	243, 200	278, 100	315, 400	358, 500	377, 900	404, 800
49	243, 800	278, 800	316, 300	360, 000	378, 700	405, 400
50	244, 400	279, 500	317, 600	360, 800	379, 500	406, 000
51	245, 000	280, 200	318, 900	361, 800	380, 300	406, 500
52	245, 500	280, 900	320, 200	362, 800	381, 000	406, 900
53	246, 000	281, 500	321, 400	363, 700	381, 700	407, 300
54	246, 400	282, 200	322, 700	364, 800	382, 400	407, 500
55	246, 700	282, 800	323, 900	365, 700	383, 100	407, 800
56	247, 000	283, 500	325, 100	366, 700	383, 800	408, 100

57	247, 300	284, 100	326, 400	367, 600	384, 300	408, 400
58	247, 600	284, 800	327, 500	368, 300	384, 900	408, 700
59	247, 900	285, 400	328, 600	369, 000	385, 500	409, 000
60	248, 200	286, 100	329, 700	369, 600	386, 200	409, 300
61	248, 500	286, 700	330, 400	370, 000	386, 600	409, 500
62	248, 800	287, 400	331, 300	370, 600	387, 200	409, 800
63	249, 100	288, 000	332, 000	371, 300	387, 800	410, 100
64	249, 400	288, 500	332, 800	372, 000	388, 300	410, 400
65	249, 700	289, 000	333, 600	372, 300	388, 700	410, 600
66	250, 000	289, 600	334, 000	373, 000	389, 300	410, 900
67	250, 300	290, 100	334, 600	373, 700	389, 900	411, 200
68	250, 600	290, 700	335, 300	374, 300	390, 400	411, 500
69	250, 900	291, 200	336, 100	374, 600	390, 800	411, 700
70	251, 200	291, 700	336, 800	375, 100	391, 300	412, 000
71	251, 500	292, 300	337, 500	375, 700	391, 800	412, 300
72	251, 800	292, 900	338, 100	376, 300	392, 400	412, 500
73	252, 100	293, 400	338, 600	376, 600	392, 700	412, 700
74	252, 400	293, 900	339, 200	377, 200	393, 100	413, 000
75	252, 700	294, 300	339, 700	377, 900	393, 500	413, 300
76	253, 000	294, 600	340, 300	378, 500	393, 900	413, 500
77	253, 300	294, 800	340, 600	378, 900	394, 200	413, 700
78	253, 600	295, 100	341, 100	379, 400	394, 500	414, 000
79	253, 900	295, 300	341, 500	380, 000	394, 800	414, 300
80	254, 200	295, 600	341, 900	380, 500	395, 000	414, 500
81	254, 500	295, 800	342, 300	381, 000	395, 200	414, 700
82	254, 800	296, 000	342, 800	381, 600	395, 500	415, 000
83	255, 100	296, 300	343, 300	382, 100	395, 800	415, 300

84	255, 400	296, 500	343, 800	382, 400	396, 000	415, 500
85	255, 700	296, 800	344, 100	382, 800	396, 200	415, 700
86	256, 000	297, 100	344, 500	383, 300	396, 500	
87	256, 300	297, 400	344, 900	383, 700	396, 800	
88	256, 600	297, 700	345, 300	384, 100	397, 000	
89	256, 900	298, 000	345, 600	384, 500	397, 200	
90	257, 200	298, 300	346, 000	385, 000	397, 500	
91	257, 500	298, 600	346, 400	385, 400	397, 800	
92	257, 800	299, 000	346, 800	385, 800	398, 000	
93	258, 100	299, 200	347, 000	386, 100	398, 200	
94		299, 400	347, 400	386, 600		
95		299, 700	347, 800	387, 000		
96		300, 100	348, 200	387, 400		
97		300, 300	348, 400	387, 700		
98		300, 600	348, 800	388, 200		
99		301, 000	349, 200	388, 600		
100		301, 400	349, 500	389, 000		
101		301, 600	349, 800	389, 300		
102		301, 900	350, 200			
103		302, 200	350, 600			
104		302, 500	351, 000			
105		302, 700	351, 500			
106		303, 000	351, 900			
107		303, 300	352, 300			
108		303, 600	352, 700			
109		303, 800	353, 200			
110		304, 200	353, 600			

	111		304,600	353,900			
	112		304,900	354,200			
	113		305,100	354,700			
	114		305,300				
	115		305,600				
	116		306,000				
	117		306,200				
	118		306,400				
	119		306,700				
	120		307,000				
	121		307,400				
	122		307,600				
	123		307,900				
	124		308,200				
	125		308,500				
定年前 再任用 短時間 勤務職 員		基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額
		円	円	円	円	円	円
		192,000	219,500	260,000	279,700	294,900	320,600

備考 この表は、他の給料表の適用を受けないすべての職員に適用する。ただし、第31条、第31条の2及び第31条の3に規定する職員を除く。

別表第2（第4条関係）

医療職給料表（1）

職員の区分	職務 の級	1級	2級	3級	4級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再		円	円	円	円

任用短時間勤務職員以外の職員	1	291,400	370,000	426,700	484,400
	2	293,700	372,600	428,700	486,200
	3	296,000	375,100	430,700	488,000
	4	298,200	377,600	432,600	489,800
	5	300,300	380,100	434,500	491,600
	6	303,800	382,800	436,100	493,300
	7	307,300	385,500	437,700	495,000
	8	310,700	388,100	439,300	496,700
	9	314,100	390,200	440,900	498,400
	10	317,600	392,700	442,700	500,500
	11	321,000	395,200	444,500	502,600
	12	324,400	397,700	446,300	504,700
	13	327,800	400,300	448,100	506,700
	14	331,300	403,000	449,900	508,600
	15	334,700	405,600	451,700	510,700
	16	338,100	408,100	453,500	512,700
	17	341,500	410,500	455,100	514,600
	18	344,600	412,700	457,100	516,600
	19	347,700	414,800	459,000	518,600
	20	350,800	416,900	460,900	520,400
	21	354,000	419,000	462,300	522,200
	22	357,100	420,500	464,100	524,000
	23	360,200	422,000	465,900	525,800
	24	363,200	423,500	467,700	527,600
	25	366,200	424,900	469,500	529,200
	26	368,500	426,400	471,300	531,000
	27	370,800	427,900	473,100	532,800

28	373, 000	429, 300	474, 900	534, 600
29	374, 900	430, 700	476, 700	536, 200
30	376, 600	432, 200	478, 500	538, 000
31	378, 300	433, 700	480, 300	539, 800
32	380, 100	435, 100	482, 100	541, 500
33	381, 900	436, 500	483, 900	543, 100
34	383, 700	438, 000	485, 800	544, 900
35	385, 300	439, 500	487, 700	546, 600
36	386, 700	440, 900	489, 600	548, 300
37	388, 100	442, 300	491, 500	549, 800
38	389, 600	443, 700	493, 200	551, 400
39	391, 100	445, 100	495, 000	552, 800
40	392, 600	446, 500	496, 800	554, 400
41	394, 100	447, 900	498, 400	555, 900
42	394, 800	449, 300	500, 200	557, 300
43	395, 400	450, 700	502, 000	558, 700
44	396, 100	452, 100	503, 600	560, 000
45	397, 000	453, 500	505, 000	561, 200
46	397, 600	454, 900	506, 700	562, 200
47	398, 200	456, 300	508, 500	563, 200
48	398, 800	457, 700	510, 200	564, 200
49	399, 400	459, 100	511, 700	565, 200
50	399, 900	460, 800	513, 000	566, 100
51	400, 400	462, 400	514, 300	567, 000
52	400, 900	464, 000	515, 600	567, 900
53	401, 400	465, 600	516, 600	568, 700
54	401, 800	466, 800	517, 900	569, 600

55	402, 200	468, 000	519, 200	570, 500
56	402, 600	469, 100	520, 500	571, 400
57	403, 000	470, 100	521, 500	572, 300
58	403, 400	471, 100	522, 300	573, 200
59	403, 800	472, 000	523, 100	574, 100
60	404, 200	472, 800	523, 900	574, 800
61	404, 600	473, 500	524, 800	575, 700
62	405, 000	474, 200	525, 600	576, 600
63	405, 400	474, 900	526, 400	577, 500
64	405, 800	475, 500	527, 100	578, 400
65	406, 100	476, 200	527, 900	579, 300
66		476, 900	528, 700	
67		477, 500	529, 400	
68		478, 100	530, 300	
69		478, 400	531, 200	
70		479, 000	532, 000	
71		479, 700	532, 900	
72		480, 400	533, 800	
73		480, 800	534, 600	
74		481, 400	535, 500	
75		482, 100	536, 400	
76		482, 800	537, 100	
77		483, 200	537, 900	
78		483, 800	538, 800	
79		484, 400	539, 700	
80		484, 900	540, 600	
81		485, 400	541, 400	

	82		485, 900	542, 300	
	83		486, 400	543, 200	
	84		486, 900	544, 100	
	85		487, 300	544, 900	
	86		487, 800	545, 800	
	87		488, 200	546, 700	
	88		488, 700	547, 600	
	89		489, 200	548, 400	
	90		489, 800		
	91		490, 400		
	92		490, 800		
	93		491, 300		
	94		491, 900		
	95		492, 500		
	96		493, 000		
	97		493, 500		
定年前再 任用短時 間勤務職 員		基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額
		円 301, 700	円 344, 400	円 399, 500	円 473, 300

備考 この表は、病院等に勤務する医師で規則で定めるものに適用する。

別表第3（第4条関係）

医療職給料表（2）

職員の区分	職務 の級	1級	2級	3級	4級	5級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再		円	円	円	円	円

任用短時間勤務職員以外の職員	1	188,600	227,400	258,500	278,600	303,500
	2	190,700	228,700	259,700	279,400	305,000
	3	192,800	230,000	260,800	280,200	306,500
	4	194,900	231,300	261,900	281,000	308,000
	5	196,900	232,500	263,000	281,800	309,500
	6	198,900	233,600	263,800	282,600	310,900
	7	200,900	234,600	264,600	283,400	312,300
	8	202,700	235,600	265,400	284,100	313,700
	9	204,500	236,700	266,200	284,800	315,000
	10	206,400	237,900	267,000	285,500	316,400
	11	208,300	239,200	267,800	286,200	317,800
	12	210,400	240,500	268,600	287,000	319,200
	13	212,100	241,800	269,400	287,800	320,600
	14	214,100	243,100	270,200	288,600	322,200
	15	216,300	244,400	271,000	289,400	323,700
	16	218,400	245,600	271,800	290,100	325,200
	17	220,500	246,800	272,600	290,800	326,700
	18	221,600	248,000	273,400	291,900	328,300
	19	222,700	249,200	274,200	293,000	329,800
	20	223,800	250,400	275,000	294,200	331,300
	21	224,900	251,500	275,800	295,400	332,800
	22	225,800	252,400	276,600	296,600	334,400
	23	226,700	253,200	277,400	297,800	335,900
	24	227,600	254,000	278,200	299,000	337,400
	25	228,500	254,800	279,000	300,200	338,900
	26	229,400	255,600	279,900	301,400	340,500
	27	230,300	256,400	280,800	302,600	342,100

28	231, 200	257, 200	281, 600	303, 800	343, 600
29	232, 100	258, 000	282, 400	305, 000	344, 900
30	233, 000	258, 800	283, 300	306, 200	346, 400
31	233, 900	259, 600	284, 200	307, 300	347, 900
32	234, 800	260, 400	285, 000	308, 500	349, 400
33	235, 600	261, 200	285, 800	309, 800	350, 900
34	236, 400	262, 000	286, 900	311, 000	352, 400
35	237, 200	262, 700	287, 900	312, 200	353, 900
36	238, 000	263, 500	288, 900	313, 400	355, 300
37	238, 800	264, 400	289, 900	314, 600	356, 700
38	239, 600	265, 200	291, 000	315, 700	358, 300
39	240, 400	266, 000	292, 000	316, 900	359, 800
40	241, 200	266, 800	293, 000	318, 100	361, 300
41	241, 800	267, 600	294, 000	319, 300	362, 500
42	242, 400	268, 400	295, 000	320, 600	363, 600
43	243, 000	269, 200	296, 000	321, 900	364, 800
44	243, 500	270, 000	297, 000	323, 100	365, 900
45	244, 000	270, 700	298, 000	324, 000	366, 900
46	244, 600	271, 500	299, 200	325, 200	367, 700
47	245, 100	272, 300	300, 300	326, 400	368, 700
48	245, 500	273, 100	301, 400	327, 600	369, 800
49	245, 900	273, 800	302, 500	328, 700	370, 800
50	246, 400	274, 600	303, 600	329, 700	371, 800
51	246, 900	275, 300	304, 700	330, 700	372, 800
52	247, 400	276, 000	305, 800	331, 600	373, 700
53	247, 700	276, 700	306, 900	332, 500	374, 500
54	248, 000	277, 400	308, 000	333, 500	375, 300

55	248, 300	278, 100	309, 100	334, 500	376, 200
56	248, 600	278, 800	310, 200	335, 400	377, 000
57	248, 900	279, 500	311, 200	335, 900	377, 500
58	249, 200	280, 200	312, 200	336, 800	378, 300
59	249, 500	280, 900	313, 200	337, 500	379, 100
60	249, 800	281, 500	314, 200	338, 400	379, 900
61	250, 100	282, 100	315, 200	339, 100	380, 300
62	250, 400	282, 800	316, 200	339, 400	381, 000
63	250, 700	283, 500	317, 200	339, 900	381, 700
64	251, 000	284, 100	318, 100	340, 500	382, 300
65	251, 300	284, 700	319, 000	341, 100	382, 700
66	251, 600	285, 400	319, 800	341, 800	383, 200
67	251, 900	286, 100	320, 500	342, 500	383, 800
68	252, 200	286, 700	321, 200	343, 100	384, 400
69	252, 500	287, 300	321, 800	343, 800	384, 800
70	252, 800	288, 000	322, 500	344, 300	385, 300
71	253, 100	288, 700	323, 100	344, 900	385, 800
72	253, 300	289, 300	323, 700	345, 500	386, 300
73	253, 500	289, 900	324, 300	345, 800	386, 900
74	253, 800	290, 400	324, 500	346, 400	387, 400
75	254, 100	290, 800	325, 000	346, 900	388, 000
76	254, 300	291, 200	325, 500	347, 400	388, 600
77	254, 500	291, 600	326, 100	347, 900	389, 100
78	254, 800	291, 900	326, 600	348, 400	389, 600
79	255, 100	292, 200	327, 100	348, 900	390, 100
80	255, 300	292, 500	327, 500	349, 300	390, 600
81	255, 500	292, 800	328, 100	349, 600	390, 900

	82	255, 800	293, 100	328, 600	349, 900	391, 400
	83	256, 100	293, 400	329, 000	350, 100	391, 800
	84	256, 300	293, 700	329, 500	350, 400	392, 200
	85	256, 500	293, 900	330, 000	350, 900	392, 600
	86		294, 100	330, 400	351, 200	393, 100
	87		294, 300	330, 600	351, 500	393, 500
	88		294, 500	330, 900	351, 800	393, 900
	89		294, 900	331, 300	352, 200	394, 300
	90		295, 100	331, 700	352, 500	394, 800
	91		295, 300	332, 000	352, 800	395, 200
	92		295, 500	332, 300	353, 100	395, 600
	93		295, 900	332, 600	353, 500	396, 000
	94		296, 100	332, 800	353, 800	
	95		296, 300	333, 200	354, 100	
	96		296, 600	333, 500	354, 400	
	97		296, 900	333, 700	354, 700	
	98		297, 100	334, 000	355, 100	
	99		297, 300	334, 300	355, 500	
	100		297, 600	334, 600	355, 900	
	101		297, 900	334, 800	356, 400	
	102		298, 100	335, 100	356, 800	
	103		298, 300	335, 400	357, 200	
	104		298, 600	335, 600	357, 600	
	105		298, 900	335, 800	358, 100	
	106		336, 000			
	107		336, 400			
	108		336, 600			

	109			336,800		
	110			337,200		
	111			337,600		
	112			338,000		
	113			338,200		
定年前再 任用短時 間勤務職 員		基準給料月 額 円 193,000	基準給料月 額 円 219,600	基準給料月 額 円 248,100	基準給料月 額 円 261,700	基準給料月 額 円 287,300

備考 この表は、薬剤師、栄養士その他の職員で規則で定めるものに適用する。

別表第4（第4条関係）

医療職給料表（3）

職員の区分	職務 の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再 任用短時 間勤務職 員以外の 職員		円	円	円	円	円
	1	207,700	240,600	277,600	293,000	310,300
	2	209,600	242,800	278,700	293,600	311,500
	3	211,400	245,000	279,800	294,200	312,700
	4	213,100	247,200	280,800	294,700	313,800
	5	214,800	249,400	281,800	295,200	314,900
	6	216,700	250,400	282,300	295,800	316,000
	7	218,500	251,300	282,800	296,400	317,100
	8	220,200	252,200	283,300	296,900	318,200
	9	221,900	253,100	283,800	297,400	319,300
	10	223,900	254,300	284,300	298,000	320,300
	11	225,800	255,400	284,800	298,600	321,300

12	227, 700	256, 300	285, 300	299, 100	322, 300
13	229, 600	257, 100	285, 800	299, 600	323, 300
14	231, 600	257, 800	286, 300	300, 200	324, 500
15	233, 600	258, 500	286, 800	300, 800	325, 700
16	235, 600	259, 400	287, 300	301, 300	326, 900
17	237, 600	260, 500	287, 800	301, 800	328, 000
18	239, 600	261, 600	288, 300	302, 500	329, 200
19	241, 700	262, 700	288, 800	303, 200	330, 300
20	243, 700	263, 800	289, 300	303, 900	331, 400
21	245, 600	264, 900	289, 800	304, 600	332, 500
22	246, 800	266, 000	290, 300	305, 500	333, 700
23	248, 000	267, 100	290, 800	306, 400	334, 800
24	249, 100	268, 200	291, 300	307, 300	335, 900
25	250, 200	269, 200	291, 800	308, 100	337, 000
26	251, 100	270, 300	292, 300	309, 000	338, 200
27	252, 000	271, 400	292, 800	309, 900	339, 300
28	252, 900	272, 400	293, 300	310, 800	340, 400
29	253, 700	273, 400	293, 800	311, 600	341, 500
30	254, 500	274, 100	294, 400	312, 500	342, 700
31	255, 200	274, 800	295, 200	313, 400	343, 800
32	255, 900	275, 500	296, 000	314, 300	344, 900
33	256, 700	276, 200	296, 700	315, 100	346, 000
34	257, 500	276, 800	297, 500	316, 200	347, 300
35	258, 300	277, 300	298, 300	317, 300	348, 600
36	259, 000	277, 800	299, 100	318, 400	349, 900
37	259, 700	278, 300	299, 800	319, 500	351, 100
38	260, 600	278, 900	300, 600	320, 600	352, 600

39	261, 500	279, 400	301, 400	321, 700	354, 100
40	262, 300	279, 900	302, 100	322, 800	355, 600
41	263, 100	280, 300	302, 900	323, 900	356, 800
42	264, 000	280, 800	303, 700	325, 100	358, 300
43	264, 800	281, 300	304, 500	326, 200	359, 700
44	265, 600	281, 800	305, 300	327, 300	361, 100
45	266, 400	282, 300	306, 000	328, 100	362, 500
46	267, 100	282, 800	307, 000	329, 200	363, 500
47	267, 800	283, 300	308, 000	330, 300	364, 900
48	268, 400	283, 800	308, 900	331, 300	366, 200
49	269, 000	284, 300	309, 800	332, 300	367, 500
50	269, 500	284, 800	310, 800	333, 300	368, 900
51	270, 000	285, 300	311, 800	334, 300	370, 200
52	270, 400	285, 800	312, 700	335, 300	371, 500
53	270, 800	286, 300	313, 600	336, 500	373, 000
54	271, 300	286, 800	314, 600	337, 800	374, 200
55	271, 800	287, 300	315, 600	339, 000	375, 300
56	272, 200	287, 800	316, 600	340, 200	376, 500
57	272, 600	288, 300	317, 400	341, 100	377, 600
58	273, 000	289, 100	318, 400	342, 300	378, 500
59	273, 400	289, 900	319, 400	343, 400	379, 500
60	273, 800	290, 600	320, 300	344, 700	380, 400
61	274, 200	291, 300	321, 200	345, 700	381, 000
62	274, 600	292, 200	322, 200	346, 600	381, 800
63	275, 000	293, 100	323, 200	347, 700	382, 600
64	275, 400	293, 900	324, 100	348, 900	383, 400
65	275, 800	294, 700	325, 000	350, 000	384, 100

66	276, 200	295, 600	326, 200	351, 200	384, 800
67	276, 600	296, 400	327, 400	352, 400	385, 500
68	277, 000	297, 200	328, 600	353, 400	386, 100
69	277, 400	298, 000	329, 300	354, 400	386, 700
70	277, 900	298, 900	330, 400	355, 400	387, 300
71	278, 400	299, 800	331, 500	356, 500	388, 000
72	278, 800	300, 700	332, 400	357, 600	388, 600
73	279, 200	301, 600	333, 500	358, 400	389, 300
74	279, 800	302, 500	334, 200	359, 500	389, 800
75	280, 400	303, 400	335, 300	360, 600	390, 400
76	280, 900	304, 300	336, 400	361, 600	390, 900
77	281, 400	305, 100	337, 500	362, 300	391, 300
78	282, 000	306, 100	338, 700	363, 100	391, 900
79	282, 600	307, 100	339, 800	363, 900	392, 400
80	283, 100	308, 000	340, 900	364, 600	392, 700
81	283, 600	308, 500	342, 000	365, 200	393, 000
82	284, 100	309, 400	343, 100	365, 700	393, 500
83	284, 600	310, 300	344, 100	366, 200	393, 900
84	285, 100	311, 100	345, 200	366, 700	394, 200
85	285, 600	311, 900	346, 100	367, 300	394, 500
86	286, 100	312, 900	347, 100	367, 800	395, 000
87	286, 600	313, 900	348, 000	368, 300	395, 500
88	287, 100	314, 900	349, 000	368, 800	395, 900
89	287, 600	315, 800	349, 900	369, 200	396, 200
90	288, 100	316, 900	350, 700	369, 600	396, 600
91	288, 600	317, 900	351, 500	370, 200	397, 100
92	289, 100	318, 900	352, 300	370, 700	397, 500

93	289, 600	319, 700	352, 900	371, 000	397, 900
94	290, 200	320, 400	353, 500	371, 500	
95	290, 800	321, 100	354, 100	371, 900	
96	291, 400	321, 700	354, 700	372, 200	
97	292, 000	322, 200	355, 100	372, 800	
98	292, 500	322, 500	355, 500	373, 300	
99	293, 000	323, 100	356, 000	373, 800	
100	293, 500	323, 700	356, 400	374, 300	
101	294, 000	324, 100	356, 900	374, 900	
102	294, 500	324, 700	357, 300	375, 400	
103	295, 000	325, 300	357, 800	375, 900	
104	295, 400	325, 800	358, 200	376, 300	
105	295, 800	326, 200	358, 500	376, 900	
106	296, 300	326, 700	359, 000	377, 400	
107	296, 800	327, 200	359, 400	377, 900	
108	297, 100	327, 700	359, 700	378, 400	
109	297, 300	328, 100	360, 100	379, 000	
110	297, 600	328, 500	360, 600	379, 400	
111	297, 800	328, 800	361, 100	379, 900	
112	298, 100	329, 100	361, 600	380, 400	
113	298, 400	329, 400	362, 100	381, 000	
114	298, 600	329, 800	362, 600		
115	298, 900	330, 100	363, 100		
116	299, 100	330, 400	363, 500		
117	299, 400	330, 600	363, 900		
118	299, 700	330, 900	364, 300		
119	300, 000	331, 200	364, 800		

120	300, 300	331, 400	365, 300
121	300, 600	331, 600	365, 700
122	301, 000	331, 900	366, 200
123	301, 300	332, 200	366, 700
124	301, 600	332, 500	367, 200
125	301, 800	332, 700	367, 500
126	302, 000	333, 000	
127	302, 300	333, 400	
128	302, 700	333, 600	
129	302, 900	333, 800	
130	303, 200	334, 000	
131	303, 600	334, 400	
132	304, 000	334, 600	
133	304, 200	334, 900	
134	304, 500	335, 300	
135	304, 800	335, 700	
136	305, 100	336, 100	
137	305, 300	336, 400	
138	305, 600	336, 800	
139	305, 900	337, 200	
140	306, 200	337, 600	
141	306, 400	337, 900	
142	306, 800	338, 300	
143	307, 200	338, 600	
144	307, 500	339, 000	
145	307, 700	339, 300	
146	307, 900	339, 700	

	147	308, 200	340, 100			
	148	308, 600	340, 500			
	149	308, 800	340, 800			
	150	309, 000	341, 200			
	151	309, 300	341, 600			
	152	309, 600	342, 000			
	153	310, 000	342, 300			
	154	310, 200				
	155	310, 400				
	156	310, 700				
	157	311, 000				
	158	311, 300				
	159	311, 600				
	160	311, 900				
	161	312, 300				
	162	312, 600				
	163	312, 900				
	164	313, 200				
	165	313, 600				
	166	313, 900				
	167	314, 200				
	168	314, 500				
	169	314, 900				
定年前再 任用短時 間勤務職 員		基準給料月	基準給料月	基準給料月	基準給料月	基準給料月
		額	額	額	額	額
		円	円	円	円	円
		239, 700	260, 200	267, 500	277, 900	294, 300

備考 この表は、保健師、看護師、准看護師その他の職員で規則で定めるものに適用する。

別表第5（第4条関係）

教育職給料表

職員の 区分	職務 の級	1級	2級	3級	4級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再		円	円	円	円
任用短時	1	199,900	220,700	323,900	413,600
間勤務職	2	202,200	223,100	326,000	415,100
員以外の	3	204,500	225,500	328,100	416,600
職員	4	206,700	227,900	330,200	418,000
	5	208,900	230,300	332,200	419,300
	6	211,200	232,700	334,300	420,700
	7	213,400	235,100	336,400	422,100
	8	215,600	237,500	338,500	423,500
	9	217,800	239,900	340,500	424,900
	10	220,000	241,500	342,600	426,300
	11	222,200	243,100	344,700	427,700
	12	224,400	244,700	346,700	429,000
	13	226,600	246,300	348,700	430,300
	14	228,700	247,800	350,200	431,700
	15	230,800	249,200	351,700	433,100
	16	232,900	250,600	353,200	434,500
	17	235,000	252,000	354,600	435,700
	18	236,800	253,200	356,000	437,000
	19	238,500	254,400	357,400	438,200
	20	240,200	255,600	358,800	439,500

21	241, 900	257, 000	360, 200	440, 600
22	243, 200	258, 200	361, 500	441, 700
23	244, 500	259, 500	362, 800	442, 900
24	245, 800	260, 800	364, 100	444, 100
25	247, 000	262, 100	365, 300	445, 400
26	248, 100	264, 000	366, 600	446, 600
27	249, 200	265, 800	367, 800	447, 600
28	250, 300	267, 600	369, 000	448, 700
29	251, 500	269, 300	370, 200	449, 900
30	252, 800	271, 500	371, 400	450, 700
31	254, 000	273, 700	372, 600	451, 500
32	255, 200	275, 900	373, 700	452, 400
33	256, 300	278, 100	374, 800	453, 300
34	257, 500	280, 300	376, 000	453, 800
35	258, 700	282, 500	377, 200	454, 300
36	259, 900	284, 600	378, 300	454, 800
37	261, 100	286, 600	379, 400	455, 300
38	262, 300	288, 500	380, 600	
39	263, 500	290, 400	381, 800	
40	264, 700	292, 200	382, 900	
41	265, 900	294, 000	384, 000	
42	267, 000	295, 900	385, 200	
43	268, 100	297, 700	386, 400	
44	269, 200	299, 400	387, 500	
45	270, 200	301, 100	388, 600	
46	271, 000	302, 900	389, 800	
47	271, 800	304, 600	391, 000	

48	272, 600	306, 200	392, 200
49	273, 300	307, 800	393, 400
50	274, 100	309, 500	394, 700
51	274, 800	311, 300	395, 900
52	275, 500	313, 000	397, 100
53	276, 300	314, 300	398, 300
54	277, 100	316, 200	399, 600
55	277, 900	318, 000	400, 600
56	278, 600	319, 700	401, 700
57	279, 300	321, 400	402, 900
58	280, 100	323, 300	404, 100
59	280, 900	325, 000	405, 300
60	281, 600	326, 700	406, 500
61	282, 200	328, 400	407, 600
62	282, 900	330, 200	408, 600
63	283, 600	332, 000	409, 900
64	284, 200	333, 700	411, 100
65	284, 900	335, 400	412, 300
66	285, 600	336, 700	413, 400
67	286, 300	338, 000	414, 500
68	287, 000	339, 300	415, 600
69	287, 700	340, 800	416, 600
70	288, 500	342, 300	417, 800
71	289, 200	343, 800	419, 000
72	289, 900	345, 300	420, 200
73	290, 400	346, 700	420, 800
74	291, 100	348, 200	421, 600

75	291, 800	349, 700	422, 300
76	292, 400	351, 200	422, 800
77	293, 000	352, 600	423, 100
78	293, 700	354, 100	423, 400
79	294, 300	355, 600	423, 800
80	294, 900	357, 100	424, 200
81	295, 500	358, 500	424, 500
82	296, 100	359, 800	424, 900
83	296, 700	361, 100	425, 200
84	297, 300	362, 300	425, 500
85	297, 800	363, 500	425, 800
86	298, 300	364, 700	426, 200
87	298, 800	365, 900	426, 500
88	299, 300	367, 000	426, 800
89	299, 700	368, 100	427, 100
90	300, 300	369, 200	427, 400
91	300, 800	370, 300	427, 700
92	301, 300	371, 400	427, 900
93	301, 600	372, 500	428, 100
94	302, 100	373, 700	
95	302, 600	374, 800	
96	303, 000	375, 900	
97	303, 400	376, 900	
98	303, 900	377, 900	
99	304, 400	378, 800	
100	304, 800	379, 700	
101	305, 200	380, 500	

	102	305, 600	381, 500
	103	306, 000	382, 400
	104	306, 300	383, 300
	105	306, 500	384, 100
	106	306, 800	385, 000
	107	307, 100	385, 900
	108	307, 300	386, 800
	109	307, 500	387, 600
	110	307, 700	388, 600
	111	308, 000	389, 500
	112	308, 300	390, 400
	113	308, 500	391, 000
	114	308, 700	391, 900
	115	308, 900	392, 800
	116	309, 200	393, 700
	117	309, 500	394, 500
	118	309, 700	395, 200
	119	310, 000	396, 000
	120	310, 300	396, 800
	121	310, 500	397, 400
	122	310, 700	398, 100
	123	310, 900	398, 800
	124	311, 200	399, 400
	125	311, 500	400, 000
	126		400, 700
	127		401, 200
	128		401, 800

	129		402,400		
	130		403,000		
	131		403,500		
	132		404,000		
	133		404,300		
	134		404,600		
	135		404,900		
	136		405,200		
	137		405,500		
	138		405,800		
	139		406,100		
	140		406,400		
	141		406,700		
	142		407,000		
	143		407,300		
	144		407,600		
	145		407,800		
	146		408,100		
	147		408,400		
	148		408,600		
	149		408,800		
定年前再 任用短時 間勤務職 員		基準給料	基準給料	基準給料	基準給料
		月額	月額	月額	月額
		円	円	円	円
		229,700	276,000	330,000	411,900

備考

(1) この表は、教育委員会に勤務する職員で市町村立の小学校又は中学校

の校長、教頭又は教諭から任命されたものに適用する。

- (2) この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員の給料月額、この表の額に7,500円をそれぞれ加算した額とする。

第2条 おいらせ町一般職の職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第26条第2項中「、6月に支給する場合には100分の122.5、12月に支給する場合には100分の127.5」を「100分の125」に改め、同条第3項中「100分の122.5」を「100分の125」に、「100分の68.75」と、「100分の127.5」とあるのは「100分の71.25」を「100分の70」に改める。

第29条第2項第1号中「、6月に支給する場合には100分の97.5、12月に支給する場合には100分の107.5」を「100分の102.5」に改め、同項第2号中「、6月に支給する場合には100分の46.25、12月に支給する場合には100分の53.75」を「100分の50」に改める。

別表第6のア行政職給料表の表を次のように改める。

ア 行政職給料表

職務の級	職務の名称
1 級	1 主事、主任介護支援専門員、社会福祉士及び精神保健福祉士の職務
	2 社会教育主事及び学芸員の職務
2 級	1 主査の職務
	2 相当高度の知識経験を必要とする業務を行う社会教育主事、主任介護支援専門員、社会福祉士、精神保健福祉士及び学芸員の職務
3 級	1 主任主査の職務

	2 高度の知識経験を必要とし、困難な専門的業務を行う主任介護支援専門員、社会福祉士及び精神保健福祉士の職務 3 高度の知識経験を必要とし、相当困難な専門的業務を行う社会教育主事及び学芸員の職務
4 級	1 主幹の職務 2 主任社会福祉士及び主任精神保健福祉士の職務並びに高度の知識経験を必要とし、特に困難な専門的業務を行う主任介護支援専門員、社会福祉士及び精神保健福祉士の職務 3 主任社会教育主事及び主任学芸員の職務並びに高度の知識経験を必要とし、困難な専門的業務を行う社会教育主事及び学芸員の職務
5 級	1 課長補佐、室長、所長、館長、事務次長及び事務局次長の職務
6 級	1 会計管理者の職務 2 課長、事務長及び事務局長の職務

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後のおいらせ町一般職の職員の給与に関する条例（以下「改正後の給与条例」という。）の規定は、令和6年4月1日から適用する。

(令和6年4月1日前の異動者の号給の調整)

- 3 令和6年4月1日前に職務の級を異にして異動した職員及び町長の定めるこれに準ずる職員の同日における号給については、その者が同日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権

衡上必要と認められる限度において、町長の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

（給与の内払）

- 4 改正後の給与条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前のおいらせ町一般職の職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の給与条例の規定による給与の内払とみなす。

（規則への委任）

- 5 前2項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

議案第 6 7 号

おいらせ町特別職の職員の給料等に関する条例の一部を改正する
条例について

おいらせ町特別職の職員の給料等に関する条例の一部を改正する条例
を別紙のとおり定める。

令和 6 年 1 2 月 5 日 提出

おいらせ町長 成 田 隆

提案理由

青森県人事委員会勧告に準じて行う町一般職職員の期末手当及び勤勉
手当支給割合の改定に鑑みて、町長、副町長及び教育長の期末手当の支
給割合を改めるため提案するものである。

おいらせ町特別職の職員の給料等に関する条例の一部を改正する
条例

第1条 おいらせ町特別職の職員の給料等に関する条例（平成18年おいらせ町条例第41号）の一部を次のように改正する。

第7条第2項中「100分の122.5」を「100分の127.5」に、「100分の165」を「100分の175」に改める。

第2条 おいらせ町特別職の職員の給料等に関する条例の一部を次のように改正する。

第7条第2項中「100分の127.5」を「100分の125」に、「100分の175」を「100分の170」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後のおいらせ町特別職の職員の給料等に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、令和6年12月1日から適用する。

（給与の内払）

- 3 改正後の条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前のおいらせ町特別職の職員の給料等に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内払とみなす。

議案第 6 8 号

おいらせ町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について

おいらせ町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和 6 年 1 2 月 5 日 提出

おいらせ町長 成 田 隆

提案理由

町特別職の期末手当支給割合の改定に準じて、町議会議員の期末手当の支給割合を改めるため提案するものである。

おいらせ町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の
一部を改正する条例

第1条 おいらせ町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例
(平成18年おいらせ町条例第37号)の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「100分の165」を「100分の175」に改
める。

第2条 おいらせ町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例
の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「100分の175」を「100分の170」に改
める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令
和7年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後のおいらせ町議会の議員の議員報酬及び
費用弁償等に関する条例(以下「改正後の条例」という。)の規定は、
令和6年12月1日から適用する。

(給与の内払)

- 3 改正後の条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正
前のおいらせ町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例
の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の条例の規定による
期末手当の内払とみなす。

議案第 6 9 号

おいらせ町立児童館の指定管理者の指定について

下記のとおり指定管理者を指定することについて、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 4 4 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を求める。

記

1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称

おいらせ町立児童館

2 指定管理者となる団体

所在地：茨城県つくばみらい市板橋 1 8 1 2 番地 1 6

名 称：株式会社アンフィニ

3 指定の期間

令和 7 年 4 月 1 日から令和 1 2 年 3 月 3 1 日まで

令和 6 年 1 2 月 5 日 提出

おいらせ町長 成 田 隆

提案理由

公の施設の指定管理者を指定するため、指定管理者に管理を行わせようとする施設の名称、指定管理者となる団体の名称及び指定の期間について、地方自治法第 2 4 4 条の 2 第 6 項の規定により提案するものである。

議案第 7 0 号

青森県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び青森県市町村職員退職手当組合規約の変更について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 8 6 条第 1 項の規定により、令和 7 年 3 月 3 1 日をもって青森県市町村職員退職手当組合から西北五環境整備事務組合を脱退させ、青森県市町村職員退職手当組合規約を次のとおり変更するものとする。

令和 6 年 1 2 月 5 日 提出

おいらせ町長 成 田 隆

提案理由

青森県市町村職員退職手当組合の構成団体である西北五環境整備事務組合が令和 7 年 3 月 3 1 日をもって解散することに伴い、青森県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び青森県市町村職員退職手当組合規約の変更について関係地方公共団体と協議する必要が生じたので、地方自治法第 2 8 6 条第 1 項及び第 2 9 0 条の規定に基づき、議会の議決を要するため提案するものである。

青森県市町村職員退職手当組合理約の一部を改更する理約
青森県市町村職員退職手当組合理約（昭和46年青森県知事許可）の
一部を次のように改更する。

別表第1中「西北五環境整備事務組合」を削る。

附 則

この理約は、令和7年4月1日から施行する。

議案第 7 1 号

青森県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び青森県市町村総合事務組合規約の変更について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 8 6 条第 1 項の規定により、令和 7 年 3 月 3 1 日をもって青森県市町村総合事務組合から西北五環境整備事務組合を脱退させ、青森県市町村総合事務組合規約を次のとおり変更するものとする。

令和 6 年 1 2 月 5 日 提出

おいらせ町長 成 田 隆

提案理由

青森県市町村総合事務組合の構成団体である西北五環境整備事務組合が令和 7 年 3 月 3 1 日をもって解散することに伴い、青森県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び青森県市町村総合事務組合規約の変更について関係地方公共団体と協議する必要性が生じたので、地方自治法第 2 8 6 条第 1 項及び第 2 9 0 条の規定に基づき、議会の議決を要するため提案するものである。

青森県市町村総合事務組合規約の一部を変更する規約

青森県市町村総合事務組合規約（平成１９年青森県知事許可）の一部を次のように変更する。

別表第１中及び別表第２第８号の項中「、西北五環境整備事務組合」を削る。

附 則

この規約は、令和７年４月１日から施行する。

議案第 7 2 号

令和 6 年度おいらせ町一般会計補正予算（第 5 号）について

令和 6 年度おいらせ町の一般会計補正予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 5 2 5, 4 6 4 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1 2, 9 7 7, 8 5 5 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第 2 条 繰越明許費の追加は、「第 2 表繰越明許費補正」による。

（債務負担行為の補正）

第 3 条 債務負担行為の追加は、「第 3 表債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第 4 条 地方債の追加及び変更は、「第 4 表地方債補正」による。

令和 6 年 1 2 月 5 日 提出

おいらせ町長 成 田 隆

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 町 税		2,668,226	10,000	2,678,226
	4 町たばこ税	220,223	10,000	230,223
13 分担金及び負担金		26,674	10	26,684
	2 負担金	21,124	10	21,134
15 国庫支出金		2,139,151	181,172	2,320,323
	1 国庫負担金	1,388,782	163,431	1,552,213
	2 国庫補助金	744,537	17,741	762,278
16 県支出金		1,242,806	98,368	1,341,174
	1 県負担金	698,600	72,674	771,274
	2 県補助金	487,701	24,420	512,121
	3 県委託金	56,505	1,274	57,779
17 財産収入		41,646	250	41,896
	1 財産運用収入	11,742	250	11,992
19 繰入金		423,256	193,969	617,225
	2 基金繰入金	412,406	193,969	606,375
21 諸収入		149,682	1,195	150,877
	5 雑入	139,563	1,195	140,758
22 町債		932,330	40,500	972,830
	1 町債	932,330	40,500	972,830
歳入合 計		12,452,391	525,464	12,977,855

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 議会費		107,038	961	107,999
	1 議会費	107,038	961	107,999
2 総務費		1,733,267	36,862	1,770,129
	1 総務管理費	744,762	21,720	766,482
	2 企画費	456,025	7,361	463,386
	3 徴税費	421,102	3,977	425,079
	4 戸籍住民登録費	91,280	3,019	94,299
	5 選挙費	17,061	950	18,011
	6 統計調査費	2,066	△165	1,901
3 民生費		4,150,125	351,467	4,501,592
	1 社会福祉費	1,979,268	198,851	2,178,119
	2 児童福祉費	2,170,835	152,616	2,323,451
4 衛生費		993,019	27,826	1,020,845
	1 保健衛生費	438,548	20,928	459,476
	2 清掃費	322,197	93	322,290
	4 病院費	231,576	6,805	238,381
6 農林水産業費		231,210	23,485	254,695
	1 農業費	212,294	23,367	235,661
	2 林業費	5,970	0	5,970
	3 水産業費	12,946	118	13,064

(単位：千円)

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
7 商 工 費		106,592	1,846	108,438
	1 商 工 費	106,592	1,846	108,438
8 土 木 費		1,527,360	45,675	1,573,035
	1 土木管理費	83,784	2,540	86,324
	2 道路橋りょう費	757,599	36,601	794,200
	3 都市計画費	676,104	4,034	680,138
	4 住 宅 費	9,873	2,500	12,373
9 消 防 費		535,920	6,272	542,192
	1 消 防 費	535,920	6,272	542,192
10 教 育 費		2,111,834	31,070	2,142,904
	1 教育総務費	185,514	3,850	189,364
	2 小学校費	278,435	14,938	293,373
	3 中学校費	592,593	872	593,465
	4 社会教育費	242,088	2,285	244,373
	5 保健体育費	813,204	9,125	822,329
歳 出 合 計		12,452,391	525,464	12,977,855

第 2 表 繰 越 明 許 費 補 正

追 加

款	項	事 業 名	金 額
8 土木費	2 道路橋りょう費	除雪用車両購入事業	千円 3 6 , 3 0 0
8 土木費	3 都市計画費	公用車購入事業	1 , 4 9 6

第3表 債務負担行為補正

追 加

(単位：千円)

事 項	期 間	限 度 額
議会広報印刷製本業務委託料	令和7年度	2,658
広報おいらせ編集及び印刷製本業務委託料	令和7年度	10,788
ふるさと納税推進業務委託料	令和7年度	616
町税関係帳票等印刷製本業務委託料	令和7年度	4,003
納税通知書関係印刷製本業務委託料	令和7年度	12,428
町道維持補修工事費	令和7年度	69,000
防災行政無線戸別受信機設置等業務委託料	令和7年度	2,599
学校ガラス清掃業務委託料	令和7年度	2,960

第4表 地 方 債 補 正

追 加

起 債 の 目 的	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
除雪用車両購入事業 (緊急自然災害防止対策事業)	千円 36,300	証書借入	年3.5%以内 (ただし、利率見直し方式で 借入れる場合、利率の見直し を行った後においては、当該 見直し後の利率)	政府資金については、その融資条件により、銀行 その他の場合にはその債権者と協定するものによ る。 ただし、町財政の都合により据置期間及び償還期 限を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借換えす ることができる。

変 更

起 債 の 目 的	補 正 前				補 正 後			
	限 度 額	起債の方法	利 率	償還の方法	限 度 額	起債の方法	利 率	償還の方法
下田公園テニスコート解体事業 (適正管理推進事業)	千円 4,400	証書借入	年3.5%以内 (ただし、利率 見直し方式で借 入れる場合、利 率の見直しを行 った後において は、当該見直 し後の利率)	政府資金につい ては、その融資条件 により、銀行その 他場合にはその債 権者と協定するも のによる。 ただし、町財政の 都合により据置期 間及び償還期限を 短縮し、又は繰上償 還もしくは低利に 借換えすることが できる。	千円 7,300	証書借入	年3.5%以内 (ただし、利率 見直し方式で借 入れる場合、利 率の見直しを行 った後において は、当該見直 し後の利率)	政府資金につい ては、その融資条件 により、銀行その 他場合にはその債 権者と協定するも のによる。 ただし、町財政の 都合により据置期 間及び償還期限を 短縮し、又は繰上償 還もしくは低利に 借換えすることが できる。
洗平地区農業構造改善センタ ー改修事業 (適正管理推進事業)	7,800				8,700			
百石第2・第10分団拠点施 設改修事業 (適正管理推進事業)	9,200				9,600			

議案第 7 3 号

令和 6 年度おいらせ町国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）
について

令和 6 年度おいらせ町の国民健康保険特別会計補正予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 3 6 , 4 2 6 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 2 , 3 5 7 , 5 4 3 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

令和 6 年 1 2 月 5 日 提出

おいらせ町長 成 田 隆

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
3 県支出金		1,514,086	32,184	1,546,270
	1 県補助金	1,514,086	32,184	1,546,270
5 繰入金		281,818	△1,269	280,549
	1 一般会計繰入金	235,733	△393	235,340
	2 基金繰入金	46,085	△876	45,209
8 国庫支出金		52	5,511	5,563
	1 国庫補助金	52	5,511	5,563
歳入合計		2,321,117	36,426	2,357,543

歳 出

(単位：千円)

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1 総 務 費		68,974	1,410	70,384
	1 総務管理費	62,737	1,410	64,147
2 保険給付費		1,473,577	34,735	1,508,312
	1 療養諸費	1,273,987	32,200	1,306,187
	4 出産育児一時金	6,998	2,535	9,533
3 国民健康保険事業費納付金		725,703	0	725,703
	1 医療給付費分	483,452	0	483,452
5 保健事業費		37,206	198	37,404
	2 保健事業費	15,612	198	15,810
7 諸支出金		13,648	83	13,731
	1 償還金及び還付加算金	12,108	83	12,191
歳 出	合 計	2,321,117	36,426	2,357,543

議案第 7 4 号

令和 6 年度おいらせ町介護保険特別会計補正予算（第 2 号）について

令和 6 年度おいらせ町の介護保険特別会計補正予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 4, 5 3 6 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 2, 5 6 6, 9 3 1 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

令和 6 年 1 2 月 5 日 提出

おいらせ町長 成 田 隆

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
3 国庫支出金		496,255	434	496,689
	2 国庫補助金	85,399	434	85,833
4 支払基金交付金		617,931	589	618,520
	1 支払基金交付金	617,931	589	618,520
5 県支出金		326,151	217	326,368
	2 県補助金	13,048	217	13,265
7 繰入金		424,646	3,296	427,942
	1 一般会計繰入金	424,646	3,170	427,816
	2 基金繰入金	0	126	126
歳入	合 計	2,562,395	4,536	2,566,931

歳 出

(単位：千円)

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1 総 務 費		236,195	2,953	239,148
	1 総務管理費	217,022	2,940	219,962
	3 介護認定審査会費	14,925	13	14,938
3 地域支援事業費		97,879	1,895	99,774
	1 介護予防・生活支援サービス事業費	56,550	△958	55,592
	2 一般介護予防事業費	20,766	2,117	22,883
	3 包括的支援事業・任意事業費	9,812	30	9,842
	4 介護予防支援事業費	10,538	706	11,244
4 基金積立金		321	△312	9
	1 基金積立金	321	△312	9
歳 出 合 計		2,562,395	4,536	2,566,931

議案第 7 5 号

令和 6 年度おいらせ町後期高齢者医療特別会計補正予算(第 3 号)
について

令和 6 年度おいらせ町の後期高齢者医療特別会計補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1, 1 6 4 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 3 3 3, 5 8 7 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

令和 6 年 1 2 月 5 日 提出

おいらせ町長 成 田 隆

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
3 繰入金		102,103	2,044	104,147
	1 一般会計繰入金	102,103	2,044	104,147
5 諸収入		18,011	△880	17,131
	3 受託事業収入	17,610	△880	16,730
歳入合計		332,423	1,164	333,587

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総務費		18,584	427	19,011
	1 総務管理費	18,526	427	18,953
3 保健事業費		12,095	737	12,832
	1 保健事業費	12,095	737	12,832
歳 出	合 計	332,423	1,164	333,587

議案第 7 6 号

令和 6 年度おいらせ町病院事業会計補正予算（第 3 号）について

（総則）

第 1 条 令和 6 年度おいらせ町病院事業会計の補正予算は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出）

第 2 条 令和 6 年度おいらせ町病院事業会計予算（以下「予算」という。）

第 3 条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）
	収 入		
第 1 款 事業収益	1,091,271 千円	39,751 千円	1,131,022 千円
第 1 項 医業収益	921,368 千円	39,751 千円	961,119 千円
	支 出		
第 1 款 事業費用	1,091,271 千円	39,751 千円	1,131,022 千円
第 1 項 医業費用	1,083,070 千円	39,751 千円	1,122,821 千円

（資本的収入及び支出）

第 3 条 予算第 4 条本文括弧書中「資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額 36,494 千円」を「資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額 29,689 千円」に、「当年度分損益勘定留保資金 36,494 千円」を「当年度分損益勘定留保資金 29,689 千円」に改め、資本的収入の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）
	収 入		
第 1 款 資本的収入	42,071 千円	6,805 千円	48,876 千円
第 2 項 他会計出資金	20,370 千円	6,805 千円	27,175 千円

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第4条 予算第8条に定めた経費の金額を次のように改める。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
(1) 職員給与費	570,556 千円	32,811 千円	603,367 千円

令和 6 年 1 2 月 5 日 提出

おいらせ町長 成 田 隆

議案第 7 7 号

令和 6 年度おいらせ町下水道事業会計補正予算（第 2 号）について

（総則）

第 1 条 令和 6 年度おいらせ町下水道事業会計の補正予算は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出）

第 2 条 令和 6 年度おいらせ町下水道事業会計予算（以下「予算」という。）第 3 条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）		（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
		収 入		
第 1 款	事業収益	884,829 千円	2,413 千円	887,242 千円
第 2 項	営業外収益	663,229 千円	2,413 千円	665,642 千円
		支 出		
第 1 款	事業費	769,499 千円	2,413 千円	771,912 千円
第 1 項	営業費用	665,395 千円	1,385 千円	666,780 千円
第 2 項	営業外費用	88,698 千円	1,028 千円	89,726 千円

（資本的収入及び支出）

第 3 条 予算第 4 条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）		（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
		収 入		
第 1 款	資本的収入	680,975 千円	387 千円	681,362 千円
第 2 項	他会計補助金	294,143 千円	387 千円	294,530 千円

		支 出		
第 1 款	資本的支出	882,304 千円	387 千円	882,691 千円
第 1 項	建設改良費	201,289 千円	387 千円	201,676 千円

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第 4 条 予算第 8 条に定めた経費の金額を次のように改める。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
(1) 職員給与費	36,430 千円	1,561 千円	37,991 千円

令和 6 年 1 2 月 5 日 提出

おいらせ町長 成 田 隆

令和 6 年 第 4 回おいらせ町議会定例会議案書 添付参考資料

No.	内 容	頁
1	議案第 64 号関係 おいらせ町行政組織条例の一部を改正する条例について (1) おいらせ町行政組織条例 新旧対照表 (抜粋) (2) おいらせ町執行機関の附属機関の設置等に関する条例 新旧対照表 (抜粋)	88
2	議案第 65 号関係 おいらせ町職員定数条例 新旧対照表 (抜粋)	90
3	議案第 66 号関係 おいらせ町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について (1) おいらせ町一般職の職員の給与に関する条例 新旧対照表 (抜粋) 第 1 条関係 (2) おいらせ町一般職の職員の給与に関する条例 新旧対照表 (抜粋) 第 2 条関係	92
4	議案第 67 号関係 おいらせ町特別職の職員の給料等に関する条例の一部を改正する条例について (1) おいらせ町特別職の職員の給料等に関する条例 新旧対照表 (抜粋) 第 1 条関係 (2) おいらせ町特別職の職員の給料等に関する条例 新旧対照表 (抜粋) 第 2 条関係	115
5	議案第 68 号関係 おいらせ町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について (1) おいらせ町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例 新旧対照表 (抜粋) 第 1 条関係 (2) おいらせ町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例 新旧対照表 (抜粋) 第 2 条関係	116
6	議案第 69 号関係 おいらせ町立児童館の指定管理者の指定について	117
7	議案第 70 号関係 青森県市町村職員退職手当組合格約 新旧対照表 (抜粋)	118
8	議案第 71 号関係 青森県市町村総合事務組合格約 新旧対照表 (抜粋)	119

1 議案第64号関係

おいらせ町行政組織条例の一部を改正する条例について

(1) おいらせ町行政組織条例 新旧対照表 (抜粋)

改 正 案	現 行
(課の設置) 第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号） 第158条第1項の規定に基づき、町長の権限に属する事務を分掌させるため、同項に規定する内部組織として、次に掲げる課を設けるものとする。 総務課 政策推進課 財政管財課 まちづくり防災課 税務課 <u>町民課</u> <u>健康保険課</u> <u>子育て支援課</u> 介護福祉課 略 (分掌事務) 第2条 前条に規定する課の分掌事務は、おおむね次のとおりとする。 <u>町民課</u> (1) <u>戸籍及び住民基本台帳に関すること。</u> (2) <u>国民年金に関すること。</u> (3) <u>環境衛生に関すること。</u> (4) <u>出張所に関すること。</u> (5) <u>分庁舎における行政サービスに関すること。</u> <u>健康保険課</u> (1) <u>健康づくりに関すること。</u> (2) <u>国民健康保険に関すること。</u> (3) <u>後期高齢者医療に関すること。</u> <u>子育て支援課</u> (1) <u>母子保健に関すること。</u> (2) <u>児童福祉に関すること。</u>	(課の設置) 第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号） 第158条第1項の規定に基づき、町長の権限に属する事務を分掌させるため、同項に規定する内部組織として、次に掲げる課を設けるものとする。 総務課 政策推進課 財政管財課 まちづくり防災課 税務課 <u>町民課</u> <u>保健こども課</u> 介護福祉課 略 (分掌事務) 第2条 前条に規定する課の分掌事務は、おおむね次のとおりとする。 <u>町民課</u> (1) <u>戸籍及び住民基本台帳に関すること。</u> (2) <u>国民年金に関すること。</u> (3) <u>環境衛生に関すること。</u> (4) <u>国民健康保険に関すること。</u> (5) <u>後期高齢者医療に関すること。</u> (6) <u>出張所に関すること。</u> (7) <u>分庁舎における行政サービスに関すること。</u> <u>保健こども課</u> (1) <u>保健衛生に関すること。</u> (2) <u>児童福祉に関すること。</u>

(2) おいらせ町執行機関の附属機関の設置等に関する条例 新旧対照表 (抜粋)

改 正 案							現 行						
別表第1(第3条関係) 町長の附属機関							別表第1(第3条関係) 町長の附属機関						
附属機関	所掌事項	委員の 定数	委員の構成	委員の 任期	会長等の 選任方法	庶務担当 課	附属機関	所掌事項	委員の 定数	委員の構成	委員の 任期	会長等の 選任方法	庶務担当 課
略							略						
<u>おいらせ町交通安全対策会議</u>	略	略	略	略	略	まちづくり防災課	<u>おいらせ町交通安全対策会議</u>	略	略	略	略	略	まちづくり防災課
<u>おいらせ町廃棄物減量等推進審議会</u>	略	略	略	略	略	町民課	<u>おいらせ町国民健康保険運営協議会</u>	略	略	(1)～(3) 略 (国民健康保険法施行令(昭和33年政令第362号)第3条第3項に規定する者)	3年 (国民健康保険法施行令第4条に規定する任期)	(1)・(2) 略 (国民健康保険法施行令第5条の規定による)	町民課
<u>おいらせ町国民健康保険運営協議会</u>	略	略	(1)～(3) 略 (国民健康保険法施行令(昭和33年政令第362号)第2条第3項に規定する者)	3年 (国民健康保険法施行令第3条に規定する任期)	(1)・(2) 略 (国民健康保険法施行令第4条の規定による)	健康保険課	<u>おいらせ町廃棄物減量等推進審議会</u>	略	略	略	略	略	町民課
<u>おいらせ町健康づくり推進協議会</u>	略	略	略	略	略	健康保険課	<u>おいらせ町子ども・子育て会議</u>	略	略	略	略	略	保健子ども課
<u>おいらせ町予防接種健康被害調査委員会</u>	予防接種法(昭和23年法律第68号)の規定に基づく予防接種に関連して発生した健康被害についての原因及び責任の所在を調査及び審議すること。	略	略	略	略	健康保険課	<u>おいらせ町児童館運営協議会</u>	略	略	略	略	略	保健子ども課
<u>おいらせ町子ども・子育て会議</u>	略	略	略	略	略	子育て支援課	<u>おいらせ町健康づくり推進協議会</u>	略	略	略	略	略	保健子ども課
<u>おいらせ町児童館運営協議会</u>	略	略	略	略	略	子育て支援課	<u>おいらせ町予防接種健康被害調査委員会</u>	予防接種法の規定に基づく予防接種に関連して発生した健康被害についての原因及び責任の所在を調査及び審議すること。	略	略	略	略	保健子ども課
略							略						

2 議案第65号関係

おいらせ町職員定数条例 新旧対照表（抜粋）

改 正 案	現 行												
(職員) 第1条 この条例において「職員」とは、町長、議会、教育委員会及び農業委員会の事務部局に勤務する一般職の地方公務員のうち次に掲げる職員以外の職員をいう。 (1) 会計管理者 (2) 地方公務員法(昭和25年法律第261号。以下「法」という。)第28条第2項又はおいらせ町職員の分限に関する条例(平成18年おいらせ町条例第27号)第2条の規定により休職にされた職員 (3) 法第55条の2第1項ただし書の許可を受け、同条第5項の規定により休職している職員 (4) 地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の17第1項の規定により、他の地方公共団体に派遣している職員 (5) 法第17条第1項の規定により期限付きで任用された職員及び法第22条の3第4項又は地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。)第6条第1項の規定により臨時的に任用された職員 <u>(6) 法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員</u> <u>(7) 法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職に任用された職員</u> <u>(8) 育児休業法第2条第1項の規定により育児休業をしている職員</u> (職員の定数)	(職員) 第1条 この条例において「職員」とは、町長、議会、教育委員会及び農業委員会の事務部局に勤務する一般職の地方公務員のうち次に掲げる職員以外の職員をいう。 (1) 会計管理者 (2) 地方公務員法(昭和25年法律第261号。以下「法」という。)第28条第2項又はおいらせ町職員の分限に関する条例(平成18年おいらせ町条例第27号)第2条の規定により休職にされた職員 (3) 法第55条の2第1項ただし書の許可を受け、同条第5項の規定により休職している職員 (4) 地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の17第1項の規定により、他の地方公共団体に派遣している職員 (5) 法第17条第1項の規定により期限付きで任用された職員及び法第22条の3第4項又は地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。)第6条第1項の規定により臨時的に任用された職員 <u>(6) 法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職に任用された職員</u> <u>(7) 育児休業法第2条第1項の規定により育児休業をしている職員</u> (職員の定数)												
第2条 職員の定数は、次に掲げるとおりとする。 <table border="1" data-bbox="188 1818 766 2038"> <thead> <tr> <th data-bbox="188 1818 478 1865">区 分</th><th data-bbox="478 1818 766 1865">定数</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="188 1865 478 1912"><u>町長の事務部局の職員</u></td><td data-bbox="478 1865 766 1912"><u>一般職員</u> <u>155人</u></td></tr> <tr> <td data-bbox="188 1912 478 2038"></td><td data-bbox="478 1912 766 2038"><u>国民健康保険おいらせ病院</u> <u>65人</u></td></tr> </tbody> </table>	区 分	定数	<u>町長の事務部局の職員</u>	<u>一般職員</u> <u>155人</u>		<u>国民健康保険おいらせ病院</u> <u>65人</u>	第2条 職員の定数は、次に掲げるとおりとする。 <table border="1" data-bbox="813 1818 1388 2038"> <thead> <tr> <th data-bbox="813 1818 1101 1865">区 分</th><th data-bbox="1101 1818 1388 1865">定数</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="813 1865 1101 1912"><u>町長の事務部局の職員</u></td><td data-bbox="1101 1865 1388 1912"><u>一般職員</u> <u>144人</u></td></tr> <tr> <td data-bbox="813 1912 1101 2038"></td><td data-bbox="1101 1912 1388 2038"><u>国民健康保険おいらせ病院</u> <u>62人</u></td></tr> </tbody> </table>	区 分	定数	<u>町長の事務部局の職員</u>	<u>一般職員</u> <u>144人</u>		<u>国民健康保険おいらせ病院</u> <u>62人</u>
区 分	定数												
<u>町長の事務部局の職員</u>	<u>一般職員</u> <u>155人</u>												
	<u>国民健康保険おいらせ病院</u> <u>65人</u>												
区 分	定数												
<u>町長の事務部局の職員</u>	<u>一般職員</u> <u>144人</u>												
	<u>国民健康保険おいらせ病院</u> <u>62人</u>												

改 正 案			現 行		
	<u>の職員</u>			<u>の職員</u>	
<u>議会の事務部局の職員</u>		<u>4 人</u>	<u>議会の事務部局の職員</u>		<u>4 人</u>
<u>教育委員会の事務部局の職員</u>		<u>25 人</u>	<u>教育委員会の事務部局の職員</u>		<u>23 人</u>
<u>農業委員会の事務部局の職員</u>		<u>4 人</u>	<u>農業委員会の事務部局の職員</u>		<u>4 人</u>
<u>選挙管理委員会の事務部局の職員(併任)</u>		<u>3 人</u>			
<u>監査委員の事務部局の職員(併任)</u>		<u>4 人</u>			
<u>合 計 (併任の職に係る職員の数は含まない)</u>		<u>253 人</u>	<u>合 計</u>		<u>237 人</u>
2 <u>前条第 2 号から第 4 号まで又は第 8 号</u> に掲げる職員が復職し、又は職務に復帰した場合において、職員の数が前項の表に掲げる定数を超えるときは、その定数を超える員数の職員は、1 年を超えない期間に限り定数の外にあるものとすることができる。			2 <u>前条第 1 号から第 3 号まで又は第 6 号</u> に掲げる職員が復職し、又は職務に復帰した場合において、職員の数が前項の表に掲げる定数を超えるときは、その定数を超える員数の職員は、1 年を超えない期間に限り定数の外にあるものとするすることができる。		

3 議案第66号関係

おいらせ町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

(1) おいらせ町一般職の職員の給与に関する条例 新旧対照表 (抜粋) 第1条関係

改 正 案	現 行
(期末手当) 第26条 略 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、<u>6月に支給する場合</u>には100分の122.5、<u>12月に支給する場合</u>には<u>100分の127.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) 略 3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の122.5」とあるのは「100分の68.75」と、<u>「100分の127.5」とあるのは「100分の71.25」とする。</u> 4～6 略 (勤勉手当) 第29条 略 2 略 (1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に、<u>6月に支給する場合</u>には100分の97.5、<u>12月に支給する場合</u>には<u>100分の107.5</u>を乗じて得た額の総額 (2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に、<u>6月に支給する場合</u>には100分の46.25、<u>12月に支給する場合</u>には<u>100分の53.75</u>を乗じて得た額の総額 3～5 略	(期末手当) 第26条 略 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に100分の122.5を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) 略 3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の122.5」とあるのは「100分の68.75」とする。 4～6 略 (勤勉手当) 第29条 略 2 略 (1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の97.5を乗じて得た額の総額 (2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に100分の46.25を乗じて得た額の総額 3～5 略

改 正 案				現 行			
(寒冷地手当)				(寒冷地手当)			
第30条 略				第30条 略			
2 略				2 略			
世帯等の区分			額	世帯等の区分			額
世帯主である職員	扶養親族のある職員		19,800円	世帯主である職員	扶養親族のある職員		17,800円
	その他の世帯主である職員		11,400円		その他の世帯主である職員		10,200円
その他の職員			8,200円	その他の職員			7,360円
備考 「扶養親族のある職員」には、扶養親族のある職員であっておいらせ町内に居住する扶養親族のないもののうち、規則で定めるものを含まないものとする。				備考 「扶養親族のある職員」には、扶養親族のある職員であっておいらせ町内に居住する扶養親族のないもののうち、規則で定めるものを含まないものとする。			
3～5 略				3～5 略			
別表第1（第4条関係）				別表第1（第4条関係）			
行政職給料表				行政職給料表			
職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前		円	円	円	円	円	円
再任用	1	183,500	230,000	261,300	287,300	309,800	335,000
短時間	2	184,600	231,500	262,300	288,900	311,500	336,900
勤務職員以外	3	185,800	233,000	263,300	290,400	313,200	338,700
の職員	4	186,900	234,500	264,300	291,900	314,700	340,500
	5	188,000	236,000	265,300	293,400	316,100	342,200
	6	189,700	237,500	266,300	294,900	317,400	343,900
	7	191,300	239,000	267,300	296,300	318,700	345,500
	8	192,900	240,500	268,300	297,600	320,000	347,200
	9	194,500	242,000	269,300	298,800	321,300	348,800
	10	196,200	243,400	270,300	300,300	323,100	350,500
	11	197,800	244,800	271,300	301,800	324,900	352,100
	12	199,400	246,200	272,300	303,200	326,600	353,700
	13	201,000	247,400	273,300	304,600	328,300	355,200
	14	202,700	248,600	274,300	305,700	330,000	356,900
	15	204,400	249,800	275,300	306,700	331,700	358,500
	16	206,100	251,000	276,400	307,900	333,400	360,100
	17	207,400	252,100	277,400	309,100	335,000	361,700
	18	209,000	253,200	278,700	310,700	336,700	363,500

改 正 案								現 行							
19	210,600	254,300	280,000	312,300	338,400	365,000		19	184,600	235,500	264,900	302,000	329,800	358,300	
20	212,100	255,400	281,200	313,900	340,000	366,600		20	186,000	236,900	266,200	303,800	331,700	360,200	
21	213,600	256,400	282,500	315,400	341,500	368,000		21	187,300	238,100	267,600	305,500	333,400	362,100	
22	215,200	257,400	283,800	317,000	343,100	369,600		22	189,600	239,700	269,100	307,400	335,400	364,000	
23	216,800	258,400	285,000	318,600	344,700	371,200		23	191,800	241,200	270,700	309,300	337,400	365,900	
24	218,400	259,400	286,200	320,200	346,200	372,700		24	194,000	242,600	272,200	311,100	339,300	367,800	
25	220,000	260,400	287,300	321,700	347,600	374,600		25	196,200	243,600	273,800	312,800	340,700	369,700	
26	221,700	261,300	288,500	323,400	349,300	376,500		26	197,900	245,100	275,500	314,800	342,600	371,600	
27	223,000	262,200	289,800	325,000	350,900	378,400		27	199,400	246,400	277,100	316,800	344,500	373,500	
28	224,300	263,100	291,100	326,600	352,500	380,200		28	200,900	247,600	278,700	318,700	346,400	375,400	
29	225,600	263,900	292,400	328,000	353,700	381,700		29	202,400	248,700	280,300	320,400	348,000	376,900	
30	226,700	264,700	293,400	329,700	355,200	383,500		30	203,800	249,700	281,800	322,400	349,900	378,700	
31	227,800	265,500	294,400	331,400	356,700	385,200		31	205,200	250,600	283,300	324,400	351,700	380,500	
32	228,900	266,300	295,500	333,000	358,200	386,800		32	206,600	251,500	284,800	326,400	353,500	382,100	
33	230,000	267,000	296,600	334,200	359,900	388,500		33	208,000	252,400	285,900	327,600	355,300	383,800	
34	231,100	267,800	297,800	336,100	361,700	389,900		34	209,300	253,300	287,500	329,600	357,100	385,200	
35	232,200	268,600	298,900	337,800	363,400	391,300		35	210,600	254,100	289,000	331,500	358,800	386,600	
36	233,300	269,300	300,100	339,400	365,100	392,700		36	211,900	254,900	290,500	333,500	360,500	388,000	
37	234,400	270,000	301,300	340,900	366,500	394,100		37	213,200	255,600	291,900	335,400	361,900	389,400	
38	235,400	270,800	302,600	342,500	367,800	395,300		38	214,400	256,700	293,500	337,300	363,200	390,600	
39	236,400	271,600	303,900	344,100	369,000	396,500		39	215,600	257,900	295,100	339,200	364,500	391,800	
40	237,300	272,300	305,200	345,700	370,400	397,500		40	216,700	259,000	296,700	341,100	365,900	392,800	
41	238,200	273,000	306,500	347,400	371,500	398,600		41	217,800	260,200	298,200	342,900	367,000	393,900	
42	239,100	273,800	307,800	349,200	372,400	399,800		42	218,900	261,400	299,800	344,800	367,900	395,100	
43	239,900	274,600	309,100	351,000	373,400	400,900		43	219,900	262,500	301,300	346,600	368,900	396,200	
44	240,700	275,300	310,400	352,800	374,500	402,000		44	220,900	263,600	302,800	348,400	370,000	397,300	
45	241,400	276,000	311,700	354,300	375,300	402,700		45	221,800	264,700	304,400	349,900	370,800	398,000	
46	242,000	276,700	313,000	355,700	376,200	403,400		46	222,700	265,800	306,000	351,300	371,700	398,700	
47	242,600	277,400	314,300	357,100	377,100	404,100		47	223,600	266,900	307,600	352,700	372,600	399,400	
48	243,200	278,100	315,400	358,500	377,900	404,800		48	224,500	267,900	309,100	354,200	373,400	400,100	
49	243,800	278,800	316,300	360,000	378,700	405,400		49	225,400	268,900	310,000	355,700	374,200	400,700	
50	244,400	279,500	317,600	360,800	379,500	406,000		50	226,300	269,900	311,500	356,500	375,000	401,300	
51	245,000	280,200	318,900	361,800	380,300	406,500		51	227,200	270,900	313,000	357,500	375,800	401,800	
52	245,500	280,900	320,200	362,800	381,000	406,900		52	228,100	271,800	314,600	358,500	376,500	402,200	
53	246,000	281,500	321,400	363,700	381,700	407,300		53	228,900	272,700	316,200	359,400	377,200	402,600	
54	246,400	282,200	322,700	364,800	382,400	407,500		54	229,800	273,600	317,800	360,500	377,900	402,900	
55	246,700	282,800	323,900	365,700	383,100	407,800		55	230,700	274,500	319,300	361,400	378,600	403,200	
56	247,000	283,500	325,100	366,700	383,800	408,100		56	231,500	275,400	320,800	362,400	379,300	403,500	

改 正 案								現 行							
57	247,300	284,100	326,400	367,600	384,300	408,400		57	231,800	276,300	322,200	363,300	379,800	403,800	
58	247,600	284,800	327,500	368,300	384,900	408,700		58	232,600	277,200	323,400	364,000	380,400	404,100	
59	247,900	285,400	328,600	369,000	385,500	409,000		59	233,300	278,100	324,500	364,700	381,000	404,400	
60	248,200	286,100	329,700	369,600	386,200	409,300		60	233,900	279,000	325,600	365,300	381,700	404,700	
61	248,500	286,700	330,400	370,000	386,600	409,500		61	234,500	280,000	326,300	365,700	382,100	405,000	
62	248,800	287,400	331,300	370,600	387,200	409,800		62	235,200	281,000	327,200	366,300	382,800	405,300	
63	249,100	288,000	332,000	371,300	387,800	410,100		63	235,800	281,900	328,000	367,000	383,400	405,600	
64	249,400	288,500	332,800	372,000	388,300	410,400		64	236,300	282,800	328,800	367,700	384,000	405,900	
65	249,700	289,000	333,600	372,300	388,700	410,600		65	236,800	283,300	329,600	368,000	384,400	406,200	
66	250,000	289,600	334,000	373,000	389,300	410,900		66	237,300	284,000	330,000	368,700	385,000	406,500	
67	250,300	290,100	334,600	373,700	389,900	411,200		67	237,800	284,700	330,600	369,400	385,600	406,800	
68	250,600	290,700	335,300	374,300	390,400	411,500		68	238,400	285,600	331,300	370,000	386,200	407,100	
69	250,900	291,200	336,100	374,600	390,800	411,700		69	238,900	286,600	332,100	370,300	386,600	407,300	
70	251,200	291,700	336,800	375,100	391,300	412,000		70	239,400	287,400	332,800	370,900	387,100	407,600	
71	251,500	292,300	337,500	375,700	391,800	412,300		71	239,900	288,200	333,500	371,600	387,600	407,900	
72	251,800	292,900	338,100	376,300	392,400	412,500		72	240,400	289,000	334,100	372,200	388,200	408,100	
73	252,100	293,400	338,600	376,600	392,700	412,700		73	240,900	289,700	334,600	372,500	388,500	408,300	
74	252,400	293,900	339,200	377,200	393,100	413,000		74	241,400	290,200	335,200	373,100	388,900	408,600	
75	252,700	294,300	339,700	377,900	393,500	413,300		75	241,800	290,600	335,700	373,800	389,300	408,900	
76	253,000	294,600	340,300	378,500	393,900	413,500		76	242,300	291,000	336,300	374,400	389,700	409,100	
77	253,300	294,800	340,600	378,900	394,200	413,700		77	242,800	291,200	336,600	374,800	390,000	409,300	
78	253,600	295,100	341,100	379,400	394,500	414,000		78	243,300	291,500	337,100	375,300	390,300	409,600	
79	253,900	295,300	341,500	380,000	394,800	414,300		79	243,800	291,700	337,500	375,900	390,600	409,900	
80	254,200	295,600	341,900	380,500	395,000	414,500		80	244,300	292,000	337,900	376,400	390,800	410,100	
81	254,500	295,800	342,300	381,000	395,200	414,700		81	244,700	292,200	338,300	376,900	391,000	410,300	
82	254,800	296,000	342,800	381,600	395,500	415,000		82	245,200	292,400	338,800	377,500	391,300	410,600	
83	255,100	296,300	343,300	382,100	395,800	415,300		83	245,600	292,700	339,300	378,000	391,600	410,900	
84	255,400	296,500	343,800	382,400	396,000	415,500		84	246,000	292,900	339,800	378,300	391,800	411,100	
85	255,700	296,800	344,100	382,800	396,200	415,700		85	246,400	293,200	340,100	378,700	392,000	411,300	
86	256,000	297,100	344,500	383,300	396,500			86	246,800	293,500	340,500	379,200	392,300		
87	256,300	297,400	344,900	383,700	396,800			87	247,200	293,800	341,000	379,600	392,600		
88	256,600	297,700	345,300	384,100	397,000			88	247,600	294,100	341,400	380,000	392,800		
89	256,900	298,000	345,600	384,500	397,200			89	248,000	294,400	341,700	380,400	393,000		
90	257,200	298,300	346,000	385,000	397,500			90	248,500	294,800	342,100	380,900	393,300		
91	257,500	298,600	346,400	385,400	397,800			91	248,800	295,100	342,600	381,300	393,600		
92	257,800	299,000	346,800	385,800	398,000			92	249,100	295,500	343,000	381,700	393,800		
93	258,100	299,200	347,000	386,100	398,200			93	249,400	295,700	343,200	382,000	394,000		
94		299,400	347,400	386,600				94		295,900	343,600	382,500			

改 正 案							現 行								
	95		299,700	347,800	387,000			95		296,200	344,100	382,900			
	96		300,100	348,200	387,400			96		296,600	344,500	383,300			
	97		300,300	348,400	387,700			97		296,800	344,700	383,600			
	98		300,600	348,800	388,200			98		297,100	345,100	384,100			
	99		301,000	349,200	388,600			99		297,500	345,500	384,500			
	100		301,400	349,500	389,000			100		297,900	345,800	384,900			
	101		301,600	349,800	389,300			101		298,100	346,100	385,200			
	102		301,900	350,200				102		298,400	346,500				
	103		302,200	350,600				103		298,800	346,900				
	104		302,500	351,000				104		299,100	347,300				
	105		302,700	351,500				105		299,300	347,800				
	106		303,000	351,900				106		299,600	348,200				
	107		303,300	352,300				107		300,000	348,600				
	108		303,600	352,700				108		300,300	349,000				
	109		303,800	353,200				109		300,500	349,500				
	110		304,200	353,600				110		300,900	349,900				
	111		304,600	353,900				111		301,300	350,200				
	112		304,900	354,200				112		301,600	350,500				
	113		305,100	354,700				113		301,800	351,000				
	114		305,300					114		302,000					
	115		305,600					115		302,300					
	116		306,000					116		302,700					
	117		306,200					117		302,900					
	118		306,400					118		303,100					
	119		306,700					119		303,400					
120		307,000					120		303,700						
121		307,400					121		304,100						
122		307,600					122		304,300						
123		307,900					123		304,600						
124		308,200					124		304,900						
125		308,500					125		305,200						
定年前 再任用 短時間 勤務職 員		基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	定年前 再任用 短時間 勤務職 員		基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額
		円	円	円	円	円	円			円	円	円	円	円	円
		192,000	219,500	260,000	279,700	294,900	320,600			188,700	216,200	256,200	275,600	290,700	316,200

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない
すべての職員に適用する。ただし、第31条、

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない
すべての職員に適用する。ただし、第31条、

改 正 案						現 行					
<u>第 3 1 条の 2 及び第 3 1 条の 3 に規定する職員を除く。</u>						<u>第 3 1 条の 2 及び第 3 1 条の 3 に規定する職員を除く。</u>					
別表第 2 （第 4 条関係）						別表第 2 （第 4 条関係）					
<u>医療職給料表(1)</u>						<u>医療職給料表(1)</u>					
職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額		号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再		円	円	円	円	定年前再		円	円	円	円
任用短時 1		291,400	370,000	426,700	484,400	任用短時 1		264,700	346,600	406,900	474,700
間勤務職 2		293,700	372,600	428,700	486,200	間勤務職 2		267,200	349,600	409,600	477,000
員以外の 3		296,000	375,100	430,700	488,000	員以外の 3		269,600	352,400	412,100	479,200
職員	4	298,200	377,600	432,600	489,800	職員	4	272,000	355,300	414,700	481,500
	5	300,300	380,100	434,500	491,600		5	274,100	357,800	417,100	483,700
	6	303,800	382,800	436,100	493,300		6	277,600	360,800	419,100	485,800
	7	307,300	385,500	437,700	495,000		7	281,100	363,800	420,900	488,000
	8	310,700	388,100	439,300	496,700		8	284,500	366,600	422,800	490,000
	9	314,100	390,200	440,900	498,400		9	288,100	368,700	424,600	491,900
	10	317,600	392,700	442,700	500,500		10	291,600	371,200	427,300	494,000
	11	321,000	395,200	444,500	502,600		11	295,200	373,900	429,800	496,100
	12	324,400	397,700	446,300	504,700		12	298,700	376,400	432,200	498,200
	13	327,800	400,300	448,100	506,700		13	302,200	379,100	434,400	500,300
	14	331,300	403,000	449,900	508,600		14	306,100	382,500	436,900	502,200
	15	334,700	405,600	451,700	510,700		15	310,000	385,500	438,900	504,300
	16	338,100	408,100	453,500	512,700		16	313,600	388,800	441,000	506,400
	17	341,500	410,500	455,100	514,600		17	317,200	391,800	443,000	508,300
	18	344,600	412,700	457,100	516,600		18	320,700	394,400	445,200	510,300
	19	347,700	414,800	459,000	518,600		19	324,200	396,800	447,400	512,300
	20	350,800	416,900	460,900	520,400		20	327,700	399,300	449,500	514,100
	21	354,000	419,000	462,300	522,200		21	331,300	401,900	450,900	515,900
	22	357,100	420,500	464,100	524,000		22	335,000	403,900	453,300	517,700
	23	360,200	422,000	465,900	525,800		23	338,400	405,500	455,600	519,500
	24	363,200	423,500	467,700	527,600		24	341,700	407,100	457,800	521,300
	25	366,200	424,900	469,500	529,200		25	345,000	408,800	459,800	522,900
	26	368,500	426,400	471,300	531,000		26	347,500	411,000	462,100	524,700
	27	370,800	427,900	473,100	532,800		27	350,000	413,100	464,300	526,500
	28	373,000	429,300	474,900	534,600		28	352,300	415,100	466,600	528,300
	29	374,900	430,700	476,700	536,200		29	354,400	417,200	468,700	529,900
	30	376,600	432,200	478,500	538,000		30	356,100	419,300	470,900	531,700

改 正 案						現 行					
31	378,300	433,700	480,300	539,800		31	357,800	420,900	473,200	533,500	
32	380,100	435,100	482,100	541,500		32	359,600	422,600	475,300	535,300	
33	381,900	436,500	483,900	543,100		33	361,500	424,500	477,100	536,900	
34	383,700	438,000	485,800	544,900		34	363,700	426,000	479,200	538,700	
35	385,300	439,500	487,700	546,600		35	365,800	427,800	481,300	540,400	
36	386,700	440,900	489,600	548,300		36	367,800	429,600	483,300	542,100	
37	388,100	442,300	491,500	549,800		37	369,700	431,500	485,400	543,700	
38	389,600	443,700	493,200	551,400		38	371,900	433,500	487,100	545,300	
39	391,100	445,100	495,000	552,800		39	374,000	435,300	488,900	546,700	
40	392,600	446,500	496,800	554,400		40	376,000	437,200	490,700	548,300	
41	394,100	447,900	498,400	555,900		41	378,000	439,000	492,300	549,800	
42	394,800	449,300	500,200	557,300		42	378,700	440,700	494,100	551,200	
43	395,400	450,700	502,000	558,700		43	379,300	442,400	495,900	552,600	
44	396,100	452,100	503,600	560,000		44	380,000	444,200	497,500	553,900	
45	397,000	453,500	505,000	561,200		45	380,900	446,000	498,900	555,100	
46	397,600	454,900	506,700	562,200		46	382,200	447,800	500,600	556,100	
47	398,200	456,300	508,500	563,200		47	383,500	449,500	502,400	557,100	
48	398,800	457,700	510,200	564,200		48	384,800	451,200	504,100	558,100	
49	399,400	459,100	511,700	565,200		49	385,600	452,800	505,600	559,100	
50	399,900	460,800	513,000	566,100		50	386,400	454,500	506,900	560,000	
51	400,400	462,400	514,300	567,000		51	387,200	456,200	508,200	560,900	
52	400,900	464,000	515,600	567,900		52	387,700	457,900	509,500	561,800	
53	401,400	465,600	516,600	568,700		53	388,500	459,800	510,500	562,600	
54	401,800	466,800	517,900	569,600		54	389,300	461,000	511,800	563,500	
55	402,200	468,000	519,200	570,500		55	390,000	462,200	513,100	564,400	
56	402,600	469,100	520,500	571,400		56	390,700	463,400	514,400	565,300	
57	403,000	470,100	521,500	572,300		57	391,400	464,400	515,400	566,200	
58	403,400	471,100	522,300	573,200		58	392,300	465,400	516,200	567,100	
59	403,800	472,000	523,100	574,100		59	393,000	466,300	517,000	568,000	
60	404,200	472,800	523,900	574,800		60	393,600	467,100	517,800	568,700	
61	404,600	473,500	524,800	575,700		61	394,100	467,900	518,700	569,600	
62	405,000	474,200	525,600	576,600		62	394,600	468,600	519,500	570,500	
63	405,400	474,900	526,400	577,500		63	395,000	469,300	520,400	571,400	
64	405,800	475,500	527,100	578,400		64	395,400	469,900	521,200	572,300	
65	406,100	476,200	527,900	579,300		65	395,700	470,600	522,100	573,200	
66		476,900	528,700			66		471,300	523,000		
67		477,500	529,400			67		471,900	523,700		
68		478,100	530,300			68		472,500	524,600		

改 正 案						現 行					
	69		478,400	531,200			69		472,800	525,500	
	70		479,000	532,000			70		473,400	526,300	
	71		479,700	532,900			71		474,100	527,200	
	72		480,400	533,800			72		474,800	528,100	
	73		480,800	534,600			73		475,200	528,900	
	74		481,400	535,500			74		475,800	529,800	
	75		482,100	536,400			75		476,500	530,700	
	76		482,800	537,100			76		477,200	531,400	
	77		483,200	537,900			77		477,600	532,200	
	78		483,800	538,800			78		478,200	533,100	
	79		484,400	539,700			79		478,800	534,000	
	80		484,900	540,600			80		479,300	534,900	
	81		485,400	541,400			81		479,900	535,700	
	82		485,900	542,300			82		480,400	536,600	
	83		486,400	543,200			83		480,900	537,500	
	84		486,900	544,100			84		481,400	538,400	
	85		487,300	544,900			85		481,800	539,200	
	86		487,800	545,800			86		482,400	540,100	
	87		488,200	546,700			87		482,800	541,000	
	88		488,700	547,600			88		483,300	541,900	
	89		489,200	548,400			89		483,800	542,700	
	90		489,800				90		484,400		
	91		490,400				91		485,000		
	92		490,800				92		485,400		
	93		491,300				93		485,900		
	94		491,900				94		486,500		
	95		492,500				95		487,100		
	96		493,000				96		487,600		
	97		493,500				97		488,100		
定年前再 任用短時 間勤務職 員		基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	定年前再 任用短時 間勤務職 員		基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額
		円	円	円	円			円	円	円	円
		301,700	344,400	399,500	473,300			297,300	339,700	394,300	467,400
備考 この表は、病院等に勤務する医師で規則 で定めるものに適用する。						備考 この表は、病院等に勤務する医師で規則 で定めるものに適用する。					
別表第3（第4条関係）						別表第3（第4条関係）					
医療職給料表(2)						医療職給料表(2)					

改 正 案							現 行						
職員の 区分	職務 の級	1級	2級	3級	4級	5級	職員の 区分	職務 の級	1級	2級	3級	4級	5級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額		号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前		円	円	円	円	円	定年前		円	円	円	円	円
再任用	1	188,600	227,400	258,500	278,600	303,500	再任用	1	167,200	202,800	236,100	258,800	287,400
短時間	2	190,700	228,700	259,700	279,400	305,000	短時間	2	168,600	204,400	237,400	259,900	289,200
勤務職	3	192,800	230,000	260,800	280,200	306,500	勤務職	3	170,000	205,900	238,700	261,100	291,200
員以外	4	194,900	231,300	261,900	281,000	308,000	員以外	4	171,400	207,300	239,900	262,200	293,100
の職員	5	196,900	232,500	263,000	281,800	309,500	の職員	5	172,700	208,800	241,100	263,400	294,900
	6	198,900	233,600	263,800	282,600	310,900		6	174,500	210,000	242,300	264,600	296,900
	7	200,900	234,600	264,600	283,400	312,300		7	176,200	211,200	243,400	265,700	298,700
	8	202,700	235,600	265,400	284,100	313,700		8	177,800	212,400	244,500	266,700	300,600
	9	204,500	236,700	266,200	284,800	315,000		9	179,400	213,800	245,400	267,800	302,400
	10	206,400	237,900	267,000	285,500	316,400		10	181,100	215,300	246,500	268,500	304,000
	11	208,300	239,200	267,800	286,200	317,800		11	182,700	216,800	247,800	269,200	305,500
	12	210,400	240,500	268,600	287,000	319,200		12	184,600	218,300	248,900	270,000	307,100
	13	212,100	241,800	269,400	287,800	320,600		13	186,000	219,700	250,200	271,000	308,800
	14	214,100	243,100	270,200	288,600	322,200		14	187,800	221,200	251,400	272,000	310,700
	15	216,300	244,400	271,000	289,400	323,700		15	189,800	222,700	252,600	273,000	312,700
	16	218,400	245,600	271,800	290,100	325,200		16	191,600	224,200	253,800	274,100	314,500
	17	220,500	246,800	272,600	290,800	326,700		17	193,500	225,500	254,600	275,300	316,300
	18	221,600	248,000	273,400	291,900	328,300		18	194,700	226,800	255,800	276,800	318,200
	19	222,700	249,200	274,200	293,000	329,800		19	196,200	228,200	256,900	278,400	320,100
	20	223,800	250,400	275,000	294,200	331,300		20	197,600	229,500	258,000	280,000	321,900
	21	224,900	251,500	275,800	295,400	332,800		21	198,800	230,600	259,200	281,500	323,700
	22	225,800	252,400	276,600	296,600	334,400		22	200,300	231,700	260,000	283,100	325,600
	23	226,700	253,200	277,400	297,800	335,900		23	201,700	232,800	260,800	284,700	327,400
	24	227,600	254,000	278,200	299,000	337,400		24	203,000	233,900	261,600	286,300	329,300
	25	228,500	254,800	279,000	300,200	338,900		25	204,600	235,000	262,500	287,900	331,000
	26	229,400	255,600	279,900	301,400	340,500		26	205,600	236,200	263,500	289,400	332,900
	27	230,300	256,400	280,800	302,600	342,100		27	206,700	237,400	264,500	290,900	334,800
	28	231,200	257,200	281,600	303,800	343,600		28	207,800	238,500	265,500	292,500	336,600
	29	232,100	258,000	282,400	305,000	344,900		29	209,000	239,500	266,700	293,800	337,900
	30	233,000	258,800	283,300	306,200	346,400		30	210,100	240,800	268,200	295,300	339,700
	31	233,900	259,600	284,200	307,300	347,900		31	211,200	242,200	269,700	296,800	341,400
	32	234,800	260,400	285,000	308,500	349,400		32	212,300	243,400	271,000	298,300	343,200
	33	235,600	261,200	285,800	309,800	350,900		33	213,700	244,400	272,200	299,800	344,900
	34	236,400	262,000	286,900	311,000	352,400		34	215,000	245,700	273,800	301,400	346,700

改 正 案							現 行						
35	237,200	262,700	287,900	312,200	353,900		35	216,300	246,600	275,300	303,000	348,500	
36	238,000	263,500	288,900	313,400	355,300		36	217,500	247,800	276,800	304,600	350,300	
37	238,800	264,400	289,900	314,600	356,700		37	218,500	249,000	278,100	305,900	351,900	
38	239,600	265,200	291,000	315,700	358,300		38	219,500	250,100	279,500	307,500	353,600	
39	240,400	266,000	292,000	316,900	359,800		39	220,500	251,100	280,800	309,000	355,200	
40	241,200	266,800	293,000	318,100	361,300		40	221,500	252,100	282,100	310,500	356,800	
41	241,800	267,600	294,000	319,300	362,500		41	222,400	253,000	283,200	312,100	358,000	
42	242,400	268,400	295,000	320,600	363,600		42	223,200	253,800	284,600	313,700	359,100	
43	243,000	269,200	296,000	321,900	364,800		43	224,000	254,600	286,000	315,300	360,300	
44	243,500	270,000	297,000	323,100	365,900		44	224,900	255,400	287,300	316,800	361,500	
45	244,000	270,700	298,000	324,000	366,900		45	225,800	256,200	288,600	317,700	362,500	
46	244,600	271,500	299,200	325,200	367,700		46	226,700	257,400	290,200	319,100	363,300	
47	245,100	272,300	300,300	326,400	368,700		47	227,600	258,600	291,700	320,600	364,300	
48	245,500	273,100	301,400	327,600	369,800		48	228,500	259,700	293,100	322,200	365,400	
49	245,900	273,800	302,500	328,700	370,800		49	229,200	261,000	294,300	323,600	366,400	
50	246,400	274,600	303,600	329,700	371,800		50	230,100	262,300	295,800	324,900	367,400	
51	246,900	275,300	304,700	330,700	372,800		51	231,000	263,400	297,100	326,100	368,400	
52	247,400	276,000	305,800	331,600	373,700		52	231,800	264,400	298,600	327,300	369,300	
53	247,700	276,700	306,900	332,500	374,500		53	232,100	265,400	299,900	328,300	370,100	
54	248,000	277,400	308,000	333,500	375,300		54	232,900	266,500	301,300	329,300	370,900	
55	248,300	278,100	309,100	334,500	376,200		55	233,500	267,600	302,700	330,300	371,800	
56	248,600	278,800	310,200	335,400	377,000		56	234,200	268,700	304,000	331,200	372,600	
57	248,900	279,500	311,200	335,900	377,500		57	234,800	269,400	305,000	331,700	373,100	
58	249,200	280,200	312,200	336,800	378,300		58	235,400	270,500	306,200	332,600	373,900	
59	249,500	280,900	313,200	337,500	379,100		59	235,900	271,600	307,400	333,400	374,700	
60	249,800	281,500	314,200	338,400	379,900		60	236,400	272,500	308,800	334,300	375,500	
61	250,100	282,100	315,200	339,100	380,300		61	237,000	273,300	310,100	335,000	375,900	
62	250,400	282,800	316,200	339,400	381,000		62	237,500	274,300	311,300	335,300	376,600	
63	250,700	283,500	317,200	339,900	381,700		63	238,000	275,200	312,500	335,800	377,300	
64	251,000	284,100	318,100	340,500	382,300		64	238,600	276,100	313,700	336,400	377,900	
65	251,300	284,700	319,000	341,100	382,700		65	239,100	276,900	315,000	337,000	378,300	
66	251,600	285,400	319,800	341,800	383,200		66	239,600	277,900	315,800	337,700	378,900	
67	251,900	286,100	320,500	342,500	383,800		67	240,200	278,800	316,500	338,400	379,600	
68	252,200	286,700	321,200	343,100	384,400		68	240,700	279,700	317,200	339,000	380,200	
69	252,500	287,300	321,800	343,800	384,800		69	241,200	280,600	317,800	339,700	380,600	
70	252,800	288,000	322,500	344,300	385,300		70	241,700	281,600	318,500	340,200	381,100	
71	253,100	288,700	323,100	344,900	385,800		71	242,100	282,700	319,200	340,800	381,600	
72	253,300	289,300	323,700	345,500	386,300		72	242,600	283,700	319,800	341,400	382,100	

改 正 案							現 行						
73	253,500	289,900	324,300	345,800	386,900		73	243,100	284,300	320,400	341,700	382,700	
74	253,800	290,400	324,500	346,400	387,400		74	243,600	284,800	320,600	342,300	383,200	
75	254,100	290,800	325,000	346,900	388,000		75	244,100	285,300	321,100	342,800	383,800	
76	254,300	291,200	325,500	347,400	388,600		76	244,600	286,100	321,600	343,300	384,400	
77	254,500	291,600	326,100	347,900	389,100		77	244,900	286,900	322,200	343,800	384,900	
78	254,800	291,900	326,600	348,400	389,600		78	245,200	287,500	322,700	344,300	385,400	
79	255,100	292,200	327,100	348,900	390,100		79	245,500	288,100	323,200	344,800	385,900	
80	255,300	292,500	327,500	349,300	390,600		80	245,700	288,600	323,600	345,200	386,400	
81	255,500	292,800	328,100	349,600	390,900		81	245,900	289,100	324,200	345,500	386,700	
82	255,800	293,100	328,600	349,900	391,400		82	246,200	289,600	324,700	345,800	387,200	
83	256,100	293,400	329,000	350,100	391,800		83	246,500	290,000	325,100	346,200	387,600	
84	256,300	293,700	329,500	350,400	392,200		84	246,700	290,300	325,600	346,500	388,000	
85	256,500	293,900	330,000	350,900	392,600		85	246,900	290,500	326,100	347,000	388,400	
86		294,100	330,400	351,200	393,100		86		290,700	326,500	347,300	388,900	
87		294,300	330,600	351,500	393,500		87		290,900	326,700	347,600	389,300	
88		294,500	330,900	351,800	393,900		88		291,100	327,000	347,900	389,700	
89		294,900	331,300	352,200	394,300		89		291,500	327,400	348,300	390,100	
90		295,100	331,700	352,500	394,800		90		291,700	327,800	348,600	390,600	
91		295,300	332,000	352,800	395,200		91		291,900	328,200	349,000	391,000	
92		295,500	332,300	353,100	395,600		92		292,100	328,600	349,300	391,400	
93		295,900	332,600	353,500	396,000		93		292,500	328,900	349,700	391,800	
94		296,100	332,800	353,800			94		292,700	329,100	350,000		
95		296,300	333,200	354,100			95		292,900	329,500	350,300		
96		296,600	333,500	354,400			96		293,200	329,800	350,600		
97		296,900	333,700	354,700			97		293,500	330,000	350,900		
98		297,100	334,000	355,100			98		293,700	330,300	351,300		
99		297,300	334,300	355,500			99		293,900	330,600	351,700		
100		297,600	334,600	355,900			100		294,200	330,900	352,100		
101		297,900	334,800	356,400			101		294,500	331,100	352,600		
102		298,100	335,100	356,800			102		294,700	331,400	353,000		
103		298,300	335,400	357,200			103		294,900	331,800	353,400		
104		298,600	335,600	357,600			104		295,200	332,000	353,800		
105		298,900	335,800	358,100			105		295,500	332,200	354,300		
106			336,000				106			332,400			
107			336,400				107			332,800			
108			336,600				108			333,000			
109			336,800				109			333,200			
110			337,200				110			333,600			

改 正 案							現 行						
	111			337,600				111			334,000		
	112			338,000				112			334,400		
	113			338,200				113			334,600		
定年前		基準給料	基準給料	基準給料	基準給料	基準給料	定年前		基準給料	基準給料	基準給料	基準給料	基準給料
再任用		月額	月額	月額	月額	月額	再任用		月額	月額	月額	月額	月額
短時間		円	円	円	円	円	短時間		円	円	円	円	円
勤務職		193,000	219,600	248,100	261,700	287,300	勤務職		189,700	216,300	244,500	257,900	283,100
員							員						

備考 この表は、薬剤師、栄養士その他の職員で規則で定めるものに適用する。

別表第4（第4条関係）

医療職給料表(3)

職員の 区分	職務 の級	1級	2級	3級	4級	5級
		号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前			円	円	円	円
再任用	1		207,700	240,600	277,600	293,000
短時間	2		209,600	242,800	278,700	293,600
勤務職	3		211,400	245,000	279,800	294,200
員以外	4		213,100	247,200	280,800	294,700
の職員	5		214,800	249,400	281,800	295,200
	6		216,700	250,400	282,300	295,800
	7		218,500	251,300	282,800	296,400
	8		220,200	252,200	283,300	296,900
	9		221,900	253,100	283,800	297,400
	10		223,900	254,300	284,300	298,000
	11		225,800	255,400	284,800	298,600
	12		227,700	256,300	285,300	299,100
	13		229,600	257,100	285,800	299,600
	14		231,600	257,800	286,300	300,200
	15		233,600	258,500	286,800	300,800
	16		235,600	259,400	287,300	301,300
	17		237,600	260,500	287,800	301,800
	18		239,600	261,600	288,300	302,500
	19		241,700	262,700	288,800	303,200
	20		243,700	263,800	289,300	303,900
	21		245,600	264,900	289,800	304,600
	22		246,800	266,000	290,300	305,500

備考 この表は、薬剤師、栄養士その他の職員で規則で定めるものに適用する。

別表第4（第4条関係）

医療職給料表(3)

職員の 区分	職務 の級	1級	2級	3級	4級	5級
		号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前			円	円	円	円
再任用	1		183,500	211,000	253,600	272,400
短時間	2		184,900	212,900	255,000	273,300
勤務職	3		186,400	214,900	256,500	274,100
員以外	4		187,800	216,800	257,900	274,900
の職員	5		189,300	218,800	259,100	275,400
	6		190,800	220,600	259,900	276,300
	7		192,300	222,400	260,700	277,000
	8		193,800	224,100	261,400	277,900
	9		195,000	225,800	262,100	278,800
	10		196,700	227,200	262,800	279,400
	11		198,300	228,500	263,600	280,300
	12		199,800	229,400	264,300	281,200
	13		201,200	230,800	265,100	282,100
	14		203,200	231,800	266,000	283,000
	15		205,300	232,800	266,800	283,900
	16		207,300	233,700	267,700	284,800
	17		209,300	234,800	268,200	285,800
	18		211,300	236,200	269,000	286,800
	19		213,400	237,600	269,800	287,800
	20		215,400	238,700	270,600	288,900
	21		217,300	239,800	271,300	290,200
	22		219,000	241,400	272,000	291,600

改 正 案							現 行						
23	248,000	267,100	290,800	306,400	334,800		23	220,700	243,100	272,700	292,800	326,400	
24	249,100	268,200	291,300	307,300	335,900		24	222,400	244,500	273,500	294,000	327,800	
25	250,200	269,200	291,800	308,100	337,000		25	223,700	245,700	274,300	295,100	329,200	
26	251,100	270,300	292,300	309,000	338,200		26	225,000	247,000	275,000	296,500	330,600	
27	252,000	271,400	292,800	309,900	339,300		27	226,100	248,400	275,800	297,900	332,000	
28	252,900	272,400	293,300	310,800	340,400		28	227,100	249,700	276,600	299,300	333,400	
29	253,700	273,400	293,800	311,600	341,500		29	228,200	251,100	277,600	300,300	334,500	
30	254,500	274,100	294,400	312,500	342,700		30	229,000	252,100	278,700	301,600	336,000	
31	255,200	274,800	295,200	313,400	343,800		31	229,800	252,900	280,100	302,900	337,400	
32	255,900	275,500	296,000	314,300	344,900		32	230,500	253,600	281,300	304,100	338,900	
33	256,700	276,200	296,700	315,100	346,000		33	231,600	254,400	282,500	305,300	340,400	
34	257,500	276,800	297,500	316,200	347,300		34	232,800	255,300	283,800	306,700	341,900	
35	258,300	277,300	298,300	317,300	348,600		35	233,900	256,200	284,900	308,100	343,400	
36	259,000	277,800	299,100	318,400	349,900		36	234,900	256,900	286,100	309,500	344,900	
37	259,700	278,300	299,800	319,500	351,100		37	235,900	257,600	287,500	310,800	346,500	
38	260,600	278,900	300,600	320,600	352,600		38	237,200	258,500	288,600	312,100	348,100	
39	261,500	279,400	301,400	321,700	354,100		39	238,500	259,400	289,700	313,500	349,600	
40	262,300	279,900	302,100	322,800	355,600		40	239,700	260,300	290,700	314,900	351,100	
41	263,100	280,300	302,900	323,900	356,800		41	240,500	260,700	291,700	316,400	352,300	
42	264,000	280,800	303,700	325,100	358,300		42	241,500	261,500	292,900	317,800	353,800	
43	264,800	281,300	304,500	326,200	359,700		43	242,500	262,300	294,100	319,200	355,300	
44	265,600	281,800	305,300	327,300	361,100		44	243,500	263,000	295,300	320,500	356,700	
45	266,400	282,300	306,000	328,100	362,500		45	244,500	263,700	296,400	321,300	358,100	
46	267,100	282,800	307,000	329,200	363,500		46	245,500	264,400	297,700	322,700	359,100	
47	267,800	283,300	308,000	330,300	364,900		47	246,400	265,100	299,000	324,100	360,500	
48	268,400	283,800	308,900	331,300	366,200		48	247,200	265,800	300,200	325,600	361,800	
49	269,000	284,300	309,800	332,300	367,500		49	248,000	266,500	301,300	326,700	363,100	
50	269,500	284,800	310,800	333,300	368,900		50	248,900	267,300	302,500	328,000	364,500	
51	270,000	285,300	311,800	334,300	370,200		51	249,800	268,000	303,700	329,300	365,800	
52	270,400	285,800	312,700	335,300	371,500		52	250,600	268,900	305,000	330,600	367,100	
53	270,800	286,300	313,600	336,500	373,000		53	251,200	269,800	306,400	331,900	368,600	
54	271,300	286,800	314,600	337,800	374,200		54	252,100	270,900	307,700	333,200	369,800	
55	271,800	287,300	315,600	339,000	375,300		55	253,000	272,000	309,000	334,500	370,900	
56	272,200	287,800	316,600	340,200	376,500		56	253,800	273,200	310,200	335,800	372,100	
57	272,600	288,300	317,400	341,100	377,600		57	254,500	274,400	311,000	336,700	373,200	
58	273,000	289,100	318,400	342,300	378,500		58	255,400	275,800	312,200	338,000	374,100	
59	273,400	289,900	319,400	343,400	379,500		59	256,000	277,100	313,400	339,200	375,100	
60	273,800	290,600	320,300	344,700	380,400		60	256,800	278,400	314,800	340,500	376,000	

改 正 案							現 行						
61	274,200	291,300	321,200	345,700	381,000		61	257,500	279,600	315,900	341,500	376,600	
62	274,600	292,200	322,200	346,600	381,800		62	258,200	280,800	317,200	342,400	377,400	
63	275,000	293,100	323,200	347,700	382,600		63	258,900	281,900	318,400	343,500	378,200	
64	275,400	293,900	324,100	348,900	383,400		64	259,600	283,000	319,600	344,700	379,000	
65	275,800	294,700	325,000	350,000	384,100		65	260,200	284,000	320,800	345,800	379,700	
66	276,200	295,600	326,200	351,200	384,800		66	260,900	285,200	322,100	347,000	380,400	
67	276,600	296,400	327,400	352,400	385,500		67	261,500	286,400	323,300	348,200	381,200	
68	277,000	297,200	328,600	353,400	386,100		68	262,100	287,400	324,500	349,200	381,900	
69	277,400	298,000	329,300	354,400	386,700		69	262,700	288,400	325,200	350,200	382,500	
70	277,900	298,900	330,400	355,400	387,300		70	263,300	289,800	326,300	351,200	383,100	
71	278,400	299,800	331,500	356,500	388,000		71	264,100	291,100	327,400	352,300	383,800	
72	278,800	300,700	332,400	357,600	388,600		72	264,900	292,300	328,300	353,400	384,400	
73	279,200	301,600	333,500	358,400	389,300		73	266,100	293,300	329,400	354,200	385,100	
74	279,800	302,500	334,200	359,500	389,800		74	267,200	294,600	330,100	355,300	385,600	
75	280,400	303,400	335,300	360,600	390,400		75	268,200	295,800	331,200	356,400	386,200	
76	280,900	304,300	336,400	361,600	390,900		76	269,200	297,000	332,300	357,400	386,700	
77	281,400	305,100	337,500	362,300	391,300		77	270,100	298,300	333,400	358,100	387,100	
78	282,000	306,100	338,700	363,100	391,900		78	271,000	299,500	334,600	358,900	387,700	
79	282,600	307,100	339,800	363,900	392,400		79	271,900	300,700	335,700	359,700	388,200	
80	283,100	308,000	340,900	364,600	392,700		80	272,800	301,900	336,800	360,400	388,500	
81	283,600	308,500	342,000	365,200	393,000		81	273,600	302,400	337,900	361,000	388,800	
82	284,100	309,400	343,100	365,700	393,500		82	274,500	303,600	339,000	361,500	389,300	
83	284,600	310,300	344,100	366,200	393,900		83	275,400	304,700	340,000	362,100	389,700	
84	285,100	311,100	345,200	366,700	394,200		84	276,000	305,800	341,100	362,600	390,000	
85	285,600	311,900	346,100	367,300	394,500		85	276,700	306,900	342,000	363,200	390,300	
86	286,100	312,900	347,100	367,800	395,000		86	277,400	308,100	343,000	363,700	390,800	
87	286,600	313,900	348,000	368,300	395,500		87	278,100	309,300	343,900	364,300	391,300	
88	287,100	314,900	349,000	368,800	395,900		88	278,800	310,400	344,900	364,800	391,700	
89	287,600	315,800	349,900	369,200	396,200		89	279,600	311,500	345,800	365,200	392,000	
90	288,100	316,900	350,700	369,600	396,600		90	280,400	312,700	346,600	365,600	392,400	
91	288,600	317,900	351,500	370,200	397,100		91	281,200	313,900	347,400	366,200	392,900	
92	289,100	318,900	352,300	370,700	397,500		92	282,000	315,000	348,200	366,700	393,300	
93	289,600	319,700	352,900	371,000	397,900		93	282,800	315,800	348,800	367,000	393,700	
94	290,200	320,400	353,500	371,500			94	283,800	316,500	349,400	367,500		
95	290,800	321,100	354,100	371,900			95	284,700	317,200	350,100	367,900		
96	291,400	321,700	354,700	372,200			96	285,600	317,800	350,700	368,200		
97	292,000	322,200	355,100	372,800			97	286,200	318,300	351,100	368,800		
98	292,500	322,500	355,500	373,300			98	286,800	318,600	351,500	369,300		

改 正 案						現 行					
99	293,000	323,100	356,000	373,800		99	287,400	319,200	352,000	369,800	
100	293,500	323,700	356,400	374,300		100	288,300	319,800	352,400	370,300	
101	294,000	324,100	356,900	374,900		101	289,100	320,200	352,900	370,900	
102	294,500	324,700	357,300	375,400		102	289,900	320,800	353,300	371,400	
103	295,000	325,300	357,800	375,900		103	290,700	321,400	353,800	371,900	
104	295,400	325,800	358,200	376,300		104	291,500	321,900	354,200	372,300	
105	295,800	326,200	358,500	376,900		105	292,100	322,300	354,500	372,900	
106	296,300	326,700	359,000	377,400		106	292,600	322,800	355,000	373,400	
107	296,800	327,200	359,400	377,900		107	293,100	323,300	355,400	373,900	
108	297,100	327,700	359,700	378,400		108	293,500	323,800	355,700	374,400	
109	297,300	328,100	360,100	379,000		109	293,700	324,200	356,200	375,000	
110	297,600	328,500	360,600	379,400		110	294,000	324,600	356,700	375,400	
111	297,800	328,800	361,100	379,900		111	294,200	324,900	357,200	375,900	
112	298,100	329,100	361,600	380,400		112	294,500	325,200	357,700	376,400	
113	298,400	329,400	362,100	381,000		113	294,800	325,500	358,200	377,000	
114	298,600	329,800	362,600			114	295,000	325,900	358,700		
115	298,900	330,100	363,100			115	295,300	326,300	359,200		
116	299,100	330,400	363,500			116	295,500	326,600	359,600		
117	299,400	330,600	363,900			117	295,800	326,800	360,000		
118	299,700	330,900	364,300			118	296,100	327,100	360,400		
119	300,000	331,200	364,800			119	296,400	327,500	360,900		
120	300,300	331,400	365,300			120	296,700	327,700	361,400		
121	300,600	331,600	365,700			121	297,000	327,900	361,800		
122	301,000	331,900	366,200			122	297,400	328,200	362,300		
123	301,300	332,200	366,700			123	297,700	328,500	362,800		
124	301,600	332,500	367,200			124	298,100	328,800	363,300		
125	301,800	332,700	367,500			125	298,300	329,000	363,600		
126	302,000	333,000				126	298,500	329,300			
127	302,300	333,400				127	298,800	329,700			
128	302,700	333,600				128	299,200	329,900			
129	302,900	333,800				129	299,400	330,100			
130	303,200	334,000				130	299,700	330,300			
131	303,600	334,400				131	300,100	330,700			
132	304,000	334,600				132	300,500	330,900			
133	304,200	334,900				133	300,700	331,200			
134	304,500	335,300				134	301,000	331,600			
135	304,800	335,700				135	301,400	332,000			
136	305,100	336,100				136	301,700	332,400			

改 正 案							現 行						
	137	305,300	336,400					137	301,900	332,700			
	138	305,600	336,800					138	302,200	333,100			
	139	305,900	337,200					139	302,600	333,500			
	140	306,200	337,600					140	302,900	333,900			
	141	306,400	337,900					141	303,100	334,200			
	142	306,800	338,300					142	303,500	334,600			
	143	307,200	338,600					143	303,900	334,900			
	144	307,500	339,000					144	304,200	335,300			
	145	307,700	339,300					145	304,400	335,600			
	146	307,900	339,700					146	304,600	336,000			
	147	308,200	340,100					147	304,900	336,400			
	148	308,600	340,500					148	305,300	336,800			
	149	308,800	340,800					149	305,500	337,100			
	150	309,000	341,200					150	305,700	337,500			
	151	309,300	341,600					151	306,000	337,900			
	152	309,600	342,000					152	306,300	338,300			
	153	310,000	342,300					153	306,700	338,600			
	154	310,200						154	306,900				
	155	310,400						155	307,100				
	156	310,700						156	307,400				
	157	311,000						157	307,700				
	158	311,300						158	308,000				
	159	311,600						159	308,300				
	160	311,900						160	308,600				
	161	312,300						161	309,000				
	162	312,600						162	309,300				
	163	312,900						163	309,600				
	164	313,200						164	309,900				
	165	313,600						165	310,300				
	166	313,900						166	310,600				
	167	314,200						167	310,900				
	168	314,500						168	311,200				
	169	314,900						169	311,600				
定年前 再任用 短時間 勤務職 員		基準給料 月額 円 239,700	基準給料 月額 円 260,200	基準給料 月額 円 267,500	基準給料 月額 円 277,900	基準給料 月額 円 294,300	定年前 再任用 短時間 勤務職 員		基準給料 月額 円 236,100	基準給料 月額 円 256,400	基準給料 月額 円 263,600	基準給料 月額 円 273,800	基準給料 月額 円 290,100

改 正 案						現 行					
備考 この表は、保健師、看護師、准看護師その他の職員で規則で定めるものに適用する。						備考 この表は、保健師、看護師、准看護師その他の職員で規則で定めるものに適用する。					
別表第5（第4条関係）						別表第5（第4条関係）					
教育職給料表						教育職給料表					
職員の 区分	職務 の級	1級	2級	3級	4級	職員の 区分	職務 の級	1級	2級	3級	4級
		号給	給料月額	給料月額	給料月額			号給	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再			円	円	円	円	定年前再		円	円	円
任用短時1			199,900	220,700	323,900	413,600	任用短時1		177,200	193,400	303,200
間勤務職2			202,200	223,100	326,000	415,100	間勤務職2		178,700	195,500	305,800
員以外の3			204,500	225,500	328,100	416,600	員以外の3		180,300	197,600	308,600
職員			206,700	227,900	330,200	418,000	職員		181,800	199,800	311,000
			208,900	230,300	332,200	419,300			183,400	201,900	313,300
			211,200	232,700	334,300	420,700			185,300	204,000	315,400
			213,400	235,100	336,400	422,100			187,100	206,100	317,500
			215,600	237,500	338,500	423,500			189,000	208,200	319,600
			217,800	239,900	340,500	424,900			190,700	210,400	321,600
			220,000	241,500	342,600	426,300			192,800	212,800	323,800
			222,200	243,100	344,700	427,700			194,800	215,100	326,100
			224,400	244,700	346,700	429,000			196,800	217,300	328,400
			226,600	246,300	348,700	430,300			198,800	219,700	330,600
			228,700	247,800	350,200	431,700			200,900	221,400	332,400
			230,800	249,200	351,700	433,100			203,000	222,900	334,200
			232,900	250,600	353,200	434,500			205,100	224,400	335,900
			235,000	252,000	354,600	435,700			207,300	226,100	337,600
			236,800	253,200	356,000	437,000			209,400	227,400	339,600
			238,500	254,400	357,400	438,200			211,600	228,600	341,600
			240,200	255,600	358,800	439,500			213,500	229,900	343,600
			241,900	257,000	360,200	440,600			215,700	231,600	345,600
			243,200	258,200	361,500	441,700			217,300	233,300	347,200
			244,500	259,500	362,800	442,900			218,800	235,000	348,800
			245,800	260,800	364,100	444,100			220,300	236,600	350,300
			247,000	262,100	365,300	445,400			221,800	238,100	351,800
			248,100	264,000	366,600	446,600			222,900	240,100	353,600
			249,200	265,800	367,800	447,600			224,000	242,000	355,300
			250,300	267,600	369,000	448,700			225,200	243,900	357,000
			251,500	269,300	370,200	449,900			226,700	245,600	358,600
			252,800	271,500	371,400	450,700			228,200	248,000	360,200

改 正 案						現 行					
31	254,000	273,700	372,600	451,500		31	229,700	250,400	361,800	446,700	
32	255,200	275,900	373,700	452,400		32	231,200	252,800	363,300	447,600	
33	256,300	278,100	374,800	453,300		33	232,500	255,200	364,600	448,500	
34	257,500	280,300	376,000	453,800		34	234,100	257,600	366,100	449,000	
35	258,700	282,500	377,200	454,300		35	235,800	259,900	367,600	449,500	
36	259,900	284,600	378,300	454,800		36	237,200	262,100	369,300	450,000	
37	261,100	286,600	379,400	455,300		37	238,500	264,300	371,000	450,500	
38	262,300	288,500	380,600			38	239,900	266,500	372,500		
39	263,500	290,400	381,800			39	241,300	268,900	373,800		
40	264,700	292,200	382,900			40	242,700	271,000	375,200		
41	265,900	294,000	384,000			41	244,000	273,300	376,300		
42	267,000	295,900	385,200			42	245,300	275,600	377,700		
43	268,100	297,700	386,400			43	246,500	277,800	379,100		
44	269,200	299,400	387,500			44	247,800	279,900	380,600		
45	270,200	301,100	388,600			45	249,100	282,000	382,000		
46	271,000	302,900	389,800			46	250,400	284,200	383,600		
47	271,800	304,600	391,000			47	251,600	286,300	385,100		
48	272,600	306,200	392,200			48	252,700	288,200	386,600		
49	273,300	307,800	393,400			49	253,800	290,300	387,900		
50	274,100	309,500	394,700			50	255,100	292,000	389,400		
51	274,800	311,300	395,900			51	256,400	293,800	390,800		
52	275,500	313,000	397,100			52	257,400	295,500	392,100		
53	276,300	314,300	398,300			53	258,500	296,800	393,300		
54	277,100	316,200	399,600			54	259,900	298,800	394,600		
55	277,900	318,000	400,600			55	260,900	300,700	395,700		
56	278,600	319,700	401,700			56	261,900	302,700	396,800		
57	279,300	321,400	402,900			57	262,900	304,700	398,000		
58	280,100	323,300	404,100			58	263,900	306,800	399,200		
59	280,900	325,000	405,300			59	264,900	309,000	400,400		
60	281,600	326,700	406,500			60	265,900	311,200	401,600		
61	282,200	328,400	407,600			61	266,800	313,300	402,700		
62	282,900	330,200	408,600			62	267,500	315,600	403,700		
63	283,600	332,000	409,900			63	268,200	317,800	405,000		
64	284,200	333,700	411,100			64	268,800	319,900	406,200		
65	284,900	335,400	412,300			65	269,500	322,000	407,400		
66	285,600	336,700	413,400			66	270,700	323,500	408,500		
67	286,300	338,000	414,500			67	271,800	325,000	409,600		
68	287,000	339,300	415,600			68	272,900	326,500	410,700		

改 正 案					現 行				
69	287,700	340,800	416,600		69	274,200	328,200	411,700	
70	288,500	342,300	417,800		70	275,600	330,200	412,900	
71	289,200	343,800	419,000		71	276,800	332,200	414,100	
72	289,900	345,300	420,200		72	278,000	334,100	415,300	
73	290,400	346,700	420,800		73	278,800	335,900	415,900	
74	291,100	348,200	421,600		74	279,700	337,900	416,700	
75	291,800	349,700	422,300		75	280,700	339,800	417,400	
76	292,400	351,200	422,800		76	281,700	341,700	417,900	
77	293,000	352,600	423,100		77	282,600	343,400	418,200	
78	293,700	354,100	423,400		78	283,600	345,200	418,600	
79	294,300	355,600	423,800		79	284,700	346,900	419,000	
80	294,900	357,100	424,200		80	285,500	348,600	419,400	
81	295,500	358,500	424,500		81	286,300	350,400	419,700	
82	296,100	359,800	424,900		82	287,100	352,100	420,100	
83	296,700	361,100	425,200		83	287,900	353,500	420,500	
84	297,300	362,300	425,500		84	288,700	355,100	420,800	
85	297,800	363,500	425,800		85	289,600	356,300	421,100	
86	298,300	364,700	426,200		86	290,400	357,900	421,500	
87	298,800	365,900	426,500		87	291,100	359,400	421,900	
88	299,300	367,000	426,800		88	291,900	360,900	422,200	
89	299,700	368,100	427,100		89	292,800	362,200	422,500	
90	300,300	369,200	427,400		90	293,700	363,500	422,800	
91	300,800	370,300	427,700		91	294,600	364,800	423,100	
92	301,300	371,400	427,900		92	295,300	366,200	423,300	
93	301,600	372,500	428,100		93	295,600	367,600	423,500	
94	302,100	373,700			94	296,300	368,900		
95	302,600	374,800			95	297,000	370,100		
96	303,000	375,900			96	297,700	371,200		
97	303,400	376,900			97	298,400	372,200		
98	303,900	377,900			98	299,200	373,200		
99	304,400	378,800			99	300,000	374,200		
100	304,800	379,700			100	300,700	375,100		
101	305,200	380,500			101	301,400	375,900		
102	305,600	381,500			102	301,800	376,900		
103	306,000	382,400			103	302,200	377,800		
104	306,300	383,300			104	302,600	378,700		
105	306,500	384,100			105	302,800	379,500		
106	306,800	385,000			106	303,100	380,400		

改 正 案						現 行					
	107	307,100	385,900				107	303,400	381,300		
	108	307,300	386,800				108	303,600	382,200		
	109	307,500	387,600				109	303,800	383,000		
	110	307,700	388,600				110	304,000	384,000		
	111	308,000	389,500				111	304,300	384,900		
	112	308,300	390,400				112	304,600	385,800		
	113	308,500	391,000				113	304,800	386,400		
	114	308,700	391,900				114	305,000	387,300		
	115	308,900	392,800				115	305,200	388,200		
	116	309,200	393,700				116	305,500	389,100		
	117	309,500	394,500				117	305,800	389,900		
	118	309,700	395,200				118	306,000	390,600		
	119	310,000	396,000				119	306,300	391,400		
	120	310,300	396,800				120	306,600	392,200		
	121	310,500	397,400				121	306,800	392,800		
	122	310,700	398,100				122	307,000	393,600		
	123	310,900	398,800				123	307,200	394,300		
	124	311,200	399,400				124	307,500	395,000		
	125	311,500	400,000				125	307,800	395,600		
	126		400,700				126		396,300		
	127		401,200				127		396,800		
	128		401,800				128		397,400		
	129		402,400				129		398,100		
	130		403,000				130		398,700		
	131		403,500				131		399,200		
	132		404,000				132		399,700		
	133		404,300				133		400,000		
	134		404,600				134		400,300		
	135		404,900				135		400,600		
	136		405,200				136		400,900		
	137		405,500				137		401,200		
	138		405,800				138		401,500		
	139		406,100				139		401,800		
	140		406,400				140		402,100		
	141		406,700				141		402,400		
	142		407,000				142		402,700		
	143		407,300				143		403,000		
	144		407,600				144		403,300		

改 正 案						現 行					
	145		407,800				145		403,500		
	146		408,100				146		403,800		
	147		408,400				147		404,100		
	148		408,600				148		404,300		
	149		408,800				149		404,500		
定年前再 任用短時 間勤務職 員		基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	定年前再 任用短時 間勤務職 員		基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額
		円	円	円	円			円	円	円	円
		229,700	276,000	330,000	411,900			226,200	272,100	325,500	406,600
備考						備考					
(1) この表は、教育委員会に勤務する職員で市町村立の小学校又は中学校の校長、教頭又は教諭から任命されたものに適用する。						(1) この表は、教育委員会に勤務する職員で市町村立の小学校又は中学校の校長、教頭又は教諭から任命されたものに適用する。					
(2) この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員の給料月額、この表の額に7,500円をそれぞれ加算した額とする。						(2) この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員の給料月額、この表の額に7,500円をそれぞれ加算した額とする。					

(2) おいらせ町一般職の職員の給与に関する条例 新旧対照表（抜粋） 第2条関係

改 正 案	現 行
(期末手当) 第26条 略	(期末手当) 第26条 略
2 期末手当の額は、期末手当基礎額に <u>100分の125</u> を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。	2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、 <u>6月に支給する場合には100分の122.5、12月に支給する場合には100分の127.5</u> を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。
(1)～(4) 略	(1)～(4) 略
3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「 <u>100分の125</u> 」とあるのは「 <u>100分の70</u> 」とする。	3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「 <u>100分の122.5</u> 」とあるのは「 <u>100分の68.75</u> 」と、「 <u>100分の127.5</u> 」とあるのは「 <u>100分の71.25</u> 」とする。
4～6 略	4～6 略

改 正 案	現 行																
(勤勉手当) 第29条 略 2 略 (1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に<u>100分の102.5</u>を乗じて得た額の総額 (2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に<u>100分の50</u>を乗じて得た額の総額 3～5 略 別表第6（第4条関係） 級別職務分類表 <u>ア 行政職給料表</u> <table> <tr> <th>職務 の級</th><th>職務の名称</th></tr> <tr> <td>1級</td><td>1 <u>主事、主任介護支援専門員、社会福祉士及び精神保健福祉士の職務</u> 2 <u>社会教育主事及び学芸員の職務</u></td></tr> <tr> <td>2級</td><td>1 <u>主査の職務</u> 2 <u>相当高度の知識経験を必要とする業務を行う社会教育主事、主任介護支援専門員、社会福祉士、精神保健福祉士及び学芸員の職務</u></td></tr> <tr> <td>3級</td><td>1 <u>主任主査の職務</u> 2 <u>高度の知識経験を必要とし、困難な</u></td></tr> </table>	職務 の級	職務の名称	1級	1 <u>主事、主任介護支援専門員、社会福祉士及び精神保健福祉士の職務</u> 2 <u>社会教育主事及び学芸員の職務</u>	2級	1 <u>主査の職務</u> 2 <u>相当高度の知識経験を必要とする業務を行う社会教育主事、主任介護支援専門員、社会福祉士、精神保健福祉士及び学芸員の職務</u>	3級	1 <u>主任主査の職務</u> 2 <u>高度の知識経験を必要とし、困難な</u>	(勤勉手当) 第29条 略 2 略 (1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に、<u>6月に支給する場合には100分の97.5、12月に支給する場合には100分の107.5</u>を乗じて得た額の総額 (2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に、<u>6月に支給する場合には100分の46.25、12月に支給する場合には100分の53.75</u>を乗じて得た額の総額 3～5 略 別表第6（第4条関係） 級別職務分類表 <u>ア 行政職給料表</u> <table> <tr> <th>職務 の級</th><th>職務の名称</th></tr> <tr> <td>1級</td><td>1 <u>主事、主任介護支援専門員、社会福祉士及び児童厚生員の職務</u> 2 <u>社会教育主事及び学芸員の職務</u></td></tr> <tr> <td>2級</td><td>1 <u>主査の職務及び高度の知識経験を必要とする業務を行う児童厚生員の職務</u> 2 <u>相当高度の知識経験を必要とする業務を行う社会教育主事、主任介護支援専門員、社会福祉士及び学芸員の職務</u></td></tr> <tr> <td>3級</td><td>1 <u>主任主査の職務</u> 2 <u>高度の知識経験を必要とし、困難な</u></td></tr> </table>	職務 の級	職務の名称	1級	1 <u>主事、主任介護支援専門員、社会福祉士及び児童厚生員の職務</u> 2 <u>社会教育主事及び学芸員の職務</u>	2級	1 <u>主査の職務及び高度の知識経験を必要とする業務を行う児童厚生員の職務</u> 2 <u>相当高度の知識経験を必要とする業務を行う社会教育主事、主任介護支援専門員、社会福祉士及び学芸員の職務</u>	3級	1 <u>主任主査の職務</u> 2 <u>高度の知識経験を必要とし、困難な</u>
職務 の級	職務の名称																
1級	1 <u>主事、主任介護支援専門員、社会福祉士及び精神保健福祉士の職務</u> 2 <u>社会教育主事及び学芸員の職務</u>																
2級	1 <u>主査の職務</u> 2 <u>相当高度の知識経験を必要とする業務を行う社会教育主事、主任介護支援専門員、社会福祉士、精神保健福祉士及び学芸員の職務</u>																
3級	1 <u>主任主査の職務</u> 2 <u>高度の知識経験を必要とし、困難な</u>																
職務 の級	職務の名称																
1級	1 <u>主事、主任介護支援専門員、社会福祉士及び児童厚生員の職務</u> 2 <u>社会教育主事及び学芸員の職務</u>																
2級	1 <u>主査の職務及び高度の知識経験を必要とする業務を行う児童厚生員の職務</u> 2 <u>相当高度の知識経験を必要とする業務を行う社会教育主事、主任介護支援専門員、社会福祉士及び学芸員の職務</u>																
3級	1 <u>主任主査の職務</u> 2 <u>高度の知識経験を必要とし、困難な</u>																

改 正 案			現 行		
		<u>専門的業務を行う主任介護支援専門員、社会福祉士及び精神保健福祉士の職務</u>			<u>専門的業務を行う主任介護支援専門員、社会福祉士及び児童厚生員の職務</u>
	3	<u>高度の知識経験を必要とし、相当困難な専門的業務を行う社会教育主事及び学芸員の職務</u>		3	<u>高度の知識経験を必要とし、相当困難な専門的業務を行う社会教育主事及び学芸員の職務</u>
4級	1	<u>主幹の職務</u>	4級	1	<u>課長補佐、室長、所長、館長、事務次長及び事務局次長の職務</u>
	2	<u>主任社会福祉士及び主任精神保健福祉士の職務並びに高度の知識経験を必要とし、特に困難な専門的業務を行う主任介護支援専門員、社会福祉士及び精神保健福祉士の職務</u>		2	<u>主幹の職務</u>
	3	<u>主任社会教育主事及び主任学芸員の職務並びに高度の知識経験を必要とし、困難な専門的業務を行う社会教育主事及び学芸員の職務</u>		3	<u>高度の知識経験を必要とし、特に困難な専門的業務を行う主任介護支援専門員、社会福祉士及び児童厚生員の職務</u>
			4		<u>主任社会教育主事及び主任学芸員の職務並びに高度の知識経験を必要とし、困難な専門的業務を行う社会教育主事及び学芸員の職務</u>
5級	1	<u>課長補佐、室長、所長、館長、事務次長及び事務局次長の職務</u>	5級	1	<u>会計管理者の職務</u>
				2	<u>課長、事務長及び事務局長の職務</u>
				3	<u>副参事の職務</u>
6級	1	<u>会計管理者の職務</u>	6級	1	<u>参事の職務</u>
	2	<u>課長、事務長及び事務局長の職務</u>			

4 議案第67号関係

おいらせ町特別職の職員の給料等に関する条例の一部を改正する条例について

(1) おいらせ町特別職の職員の給料等に関する条例 新旧対照表(抜粋) 第1条関係

改 正 案	現 行
(通勤手当、期末手当等) 第7条 略 2 前項に規定する通勤手当、寒冷地手当及び期末手当の支給方法については、おいらせ町一般職の職員の給与に関する条例(平成18年おいらせ町条例第43号。以下「給与条例」という。)の適用を受ける職員の例による。この場合において、給与条例第26条第2項中「<u>100分の127.5</u>」とあるのは「<u>100分の175</u>」とし、期末手当基礎額は、同条第4項及び第5項の規定にかかわらず、給料月額にその100分の20の割合を乗じて得た額を加算した額とする。	(通勤手当、期末手当等) 第7条 略 2 前項に規定する通勤手当、寒冷地手当及び期末手当の支給方法については、おいらせ町一般職の職員の給与に関する条例(平成18年おいらせ町条例第43号。以下「給与条例」という。)の適用を受ける職員の例による。この場合において、給与条例第26条第2項中「<u>100分の122.5</u>」とあるのは「<u>100分の165</u>」とし、期末手当基礎額は、同条第4項及び第5項の規定にかかわらず、給料月額にその100分の20の割合を乗じて得た額を加算した額とする。

(2) おいらせ町特別職の職員の給料等に関する条例 新旧対照表(抜粋) 第2条関係

改 正 案	現 行
(通勤手当、期末手当等) 第7条 略 2 前項に規定する通勤手当、寒冷地手当及び期末手当の支給方法については、おいらせ町一般職の職員の給与に関する条例(平成18年おいらせ町条例第43号。以下「給与条例」という。)の適用を受ける職員の例による。この場合において、給与条例第26条第2項中「<u>100分の125</u>」とあるのは「<u>100分の170</u>」とし、期末手当基礎額は、同条第4項及び第5項の規定にかかわらず、給料月額にその100分の20の割合を乗じて得た額を加算した額とする。	(通勤手当、期末手当等) 第7条 略 2 前項に規定する通勤手当、寒冷地手当及び期末手当の支給方法については、おいらせ町一般職の職員の給与に関する条例(平成18年おいらせ町条例第43号。以下「給与条例」という。)の適用を受ける職員の例による。この場合において、給与条例第26条第2項中「<u>100分の127.5</u>」とあるのは「<u>100分の175</u>」とし、期末手当基礎額は、同条第4項及び第5項の規定にかかわらず、給料月額にその100分の20の割合を乗じて得た額を加算した額とする。

5 議案第68号関係

おいらせ町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について

(1) おいらせ町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例 新旧対照表（抜粋） 第1条関係

改 正 案	現 行
(期末手当) 第5条 略 2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在(基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した議員にあっては、退職し、又は死亡した日現在)において、議員報酬の月額及び議員報酬の月額に100分の20を超えない範囲内で町長が定める割合を乗じて得た額の合計額に<u>100分の175</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) 略	(期末手当) 第5条 略 2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在(基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した議員にあっては、退職し、又は死亡した日現在)において、議員報酬の月額及び議員報酬の月額に100分の20を超えない範囲内で町長が定める割合を乗じて得た額の合計額に<u>100分の165</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) 略

(2) おいらせ町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例 新旧対照表（抜粋） 第2条関係

改 正 案	現 行
(期末手当) 第5条 略 2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在(基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した議員にあっては、退職し、又は死亡した日現在)において、議員報酬の月額及び議員報酬の月額に100分の20を超えない範囲内で町長が定める割合を乗じて得た額の合計額に<u>100分の170</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) 略	(期末手当) 第5条 略 2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在(基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した議員にあっては、退職し、又は死亡した日現在)において、議員報酬の月額及び議員報酬の月額に100分の20を超えない範囲内で町長が定める割合を乗じて得た額の合計額に<u>100分の175</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) 略

6 議案第69号関係

おいらせ町立児童館の指定管理者の指定について

(1) 対象施設

施設名 (所在地)	木ノ下児童センターみらい館 (おいらせ町青葉二丁目50番地72)
	木内々児童センターひまわり館 (おいらせ町染屋71番地)
指定期間	令和7年4月1日から令和12年3月31日まで(5年間)
指定管理料の有無	☒ 有り(上限額354,571千円) ☐ 無し
利用料金制	☒ 採用 ☐ 不採用
公募・非公募の別	☒ 公募 ☐ 非公募

(2) 指定管理者の概要

団体名称	株式会社アンフィニ
代表者名	代表取締役 片山 章彦
所在地	茨城県つくばみらい市板橋1812番地16
設立年月日	平成14年7月5日
事業概要	自治体が公募する指定管理者の運営、地域子育て支援事業の管理運営業務、児童館・放課後児童クラブ・子育て支援センター等の管理運営業務の請負など。

(3) 指定管理者の選定経過・理由

当該施設の指定管理者について公募したところ2者の応募があり、有識者等で構成する「おいらせ町立児童館指定管理者プロポーザル審査委員会」において、申請団体によるプレゼンテーション及び質疑応答により審査を行った。

指定管理者候補者として選定した団体は、宮城県、福島県、茨城県、千葉県、埼玉県を中心に児童館・児童センター等の運営実績があり、施設の設置目的を理解した安心・安全な管理運営体制や、実績に基づく具体的な提案により施設のサービス向上が期待できる点が評価された。

7 議案第70号関係

青森県市町村職員退職手当組合規約 新旧対照表（抜粋）

変 更 案	現 行													
別表第 1 （第 2 条、第 3 条関係）	別表第 1 （第 2 条、第 3 条関係）													
<table><tr><th>市 町 村 名</th></tr><tr><td>黒石市</td></tr><tr><td>略</td></tr><tr><td>五所川原地区消防事務組合</td></tr><tr><td>略</td></tr><tr><td>つがる西北五広域連合</td></tr></table>	市 町 村 名	黒石市	略	五所川原地区消防事務組合	略	つがる西北五広域連合	<table><tr><th>市 町 村 名</th></tr><tr><td>黒石市</td></tr><tr><td>略</td></tr><tr><td><u>西北五環境整備事務組合</u></td></tr><tr><td>五所川原地区消防事務組合</td></tr><tr><td>略</td></tr><tr><td>つがる西北五広域連合</td></tr></table>	市 町 村 名	黒石市	略	<u>西北五環境整備事務組合</u>	五所川原地区消防事務組合	略	つがる西北五広域連合
市 町 村 名														
黒石市														
略														
五所川原地区消防事務組合														
略														
つがる西北五広域連合														
市 町 村 名														
黒石市														
略														
<u>西北五環境整備事務組合</u>														
五所川原地区消防事務組合														
略														
つがる西北五広域連合														

8 議案第 7 1 号関係

青森県市町村総合事務組合規約 新旧対照表（抜粋）

変 更 案		現 行	
別表第 1（第 2 条関係）		別表第 1（第 2 条関係）	
青森市、弘前市、八戸市、黒石市、五所川原市、十和田市、三沢市、むつ市、つがる市、平川市、平内町、今別町、外ヶ浜町、蓬田村、鰯ヶ沢町、深浦町、西目屋村、藤崎町、大鰐町、田舎館村、板柳町、鶴田町、中泊町、野辺地町、七戸町、六戸町、横浜町、東北町、おいらせ町、六ヶ所村、大間町、東通村、風間浦村、佐井村、三戸町、五戸町、田子町、南部町、階上町、新郷村、中部上北広域事業組合、弘前地区環境整備事務組合、黒石地区清掃施設組合、三戸地区環境整備事務組合、西海岸衛生処理組合、西北五広域福祉事務組合、上北地方教育・福祉事務組合、五所川原地区消防事務組合、弘前地区消防事務組合、一部事務組合下北医療センター、八戸地域広域市町村圏事務組合、下北地域広域行政事務組合、鰯ヶ沢地区消防事務組合、十和田地域広域事務組合、津軽広域水道企業団、田子高原広域事務組合、久吉ダム水道企業団、八戸圏域水道企業団、青森地域広域事務組合、北部上北広域事務組合、津軽広域連合、つがる西北五広域連合、青森県後期高齢者医療広域連合		青森市、弘前市、八戸市、黒石市、五所川原市、十和田市、三沢市、むつ市、つがる市、平川市、平内町、今別町、外ヶ浜町、蓬田村、鰯ヶ沢町、深浦町、西目屋村、藤崎町、大鰐町、田舎館村、板柳町、鶴田町、中泊町、野辺地町、七戸町、六戸町、横浜町、東北町、おいらせ町、六ヶ所村、大間町、東通村、風間浦村、佐井村、三戸町、五戸町、田子町、南部町、階上町、新郷村、中部上北広域事業組合、弘前地区環境整備事務組合、黒石地区清掃施設組合、<u>、西北五環境整備事務組合</u>、三戸地区環境整備事務組合、西海岸衛生処理組合、西北五広域福祉事務組合、上北地方教育・福祉事務組合、五所川原地区消防事務組合、弘前地区消防事務組合、一部事務組合下北医療センター、八戸地域広域市町村圏事務組合、下北地域広域行政事務組合、鰯ヶ沢地区消防事務組合、十和田地域広域事務組合、津軽広域水道企業団、田子高原広域事務組合、久吉ダム水道企業団、八戸圏域水道企業団、青森地域広域事務組合、北部上北広域事務組合、津軽広域連合、つがる西北五広域連合、青森県後期高齢者医療広域連合	
別表第 2（第 3 条関係）		別表第 2（第 3 条関係）	
共同処理 する事務	組合市町村等	共同処理 する事務	組合市町村等
略	略	略	略
8 地方 公務員災 害補償法 （昭和 4 2 年法律 第 1 2 1 号）第 6 9 条及び 第 7 0 条 の規定に	黒石市、五所川原市、十和田市、三沢市、むつ市、つがる市、平川市、平内町、今別町、外ヶ浜町、蓬田村、鰯ヶ沢町、深浦町、西目屋村、藤崎町、大鰐町、田舎館村、板柳町、鶴田町、中泊町、野辺地町、七戸町、六戸町、横浜町、東北町、おいらせ町、六ヶ所村、大間町、東通村、風間浦村、佐井村、三戸町、五戸	8 地方 公務員災 害補償法 （昭和 4 2 年法律 第 1 2 1 号）第 6 9 条及び 第 7 0 条 の規定に	黒石市、五所川原市、十和田市、三沢市、むつ市、つがる市、平川市、平内町、今別町、外ヶ浜町、蓬田村、鰯ヶ沢町、深浦町、西目屋村、藤崎町、大鰐町、田舎館村、板柳町、鶴田町、中泊町、野辺地町、七戸町、六戸町、横浜町、東北町、おいらせ町、六ヶ所村、大間町、東通村、風間浦村、佐井村、三戸町、五戸

変 更 案		現 行	
基づく議会の議員その他非常勤の職員（財産区議会の議員及び財産区管理委員を含む。）の公務上の災害又は通勤による災害に対する補償に関する事務	町、田子町、南部町、階上町、新郷村、中部上北広域事業組合、弘前地区環境整備事務組合、黒石地区清掃施設組合、三戸地区環境整備事務組合、西海岸衛生処理組合、西北五広域福祉事務組合、上北地方教育・福祉事務組合、五所川原地区消防事務組合、弘前地区消防事務組合、一部事務組合下北医療センター、八戸地域広域市町村圏事務組合、下北地域広域行政事務組合、鰯ヶ沢地区消防事務組合、十和田地域広域事務組合、津軽広域水道企業団、田子高原広域事務組合、久吉ダム水道企業団、八戸圏域水道企業団、青森地域広域事務組合、北部上北広域事務組合、津軽広域連合、つがる西北五広域連合、青森県後期高齢者医療広域連合	基づく議会の議員その他非常勤の職員（財産区議会の議員及び財産区管理委員を含む。）の公務上の災害又は通勤による災害に対する補償に関する事務	町、田子町、南部町、階上町、新郷村、中部上北広域事業組合、弘前地区環境整備事務組合、黒石地区清掃施設組合、<u>西北五環境整備事務組合</u>、三戸地区環境整備事務組合、西海岸衛生処理組合、西北五広域福祉事務組合、上北地方教育・福祉事務組合、五所川原地区消防事務組合、弘前地区消防事務組合、一部事務組合下北医療センター、八戸地域広域市町村圏事務組合、下北地域広域行政事務組合、鰯ヶ沢地区消防事務組合、十和田地域広域事務組合、津軽広域水道企業団、田子高原広域事務組合、久吉ダム水道企業団、八戸圏域水道企業団、青森地域広域事務組合、北部上北広域事務組合、津軽広域連合、つがる西北五広域連合、青森県後期高齢者医療広域連合
略	略	略	略